

南阿蘇村景観計画

Ver. 2

平成27年3月公表
平成27年4月施行
令和5年3月改定

南 阿 蘇 村

目次

第1章 計画の背景、目的、位置づけ	3
1 景観計画の背景	3
2 計画の目的	3
3 計画の位置づけ	4
第2章 南阿蘇村の景観資源の特性と課題	4
1 阿蘇地方における景観の現況	4
(1) 自然景観	4
(2) 歴史や文化を感じる景観	5
(3) 暮らしの景観	5
(4) 眺望景観	6
1 南阿蘇村の景観特性	6
(1) 南阿蘇村の概況	6
(2) 南阿蘇村の景観	6
(3) 南阿蘇村の景観構成要素	10
2 景観形成上の課題	32
(1) 自然景観の保全	32
(2) 農業集落の暮らしの景観保全	32
(3) 阿蘇の景観の再認識	33
(4) 世界文化遺産登録を目指す景観形成	33
第3章 景観形成の理念と基本方針	34
1 阿蘇地域の景観形成における共通理念	34
2 阿蘇地域の景観形成における基本方針	34
(1) 「つながり」の景観をまもる	34
(2) 「つながり」の景観を活かす	35
(3) 「つながり」の景観を伝える	35
3 南阿蘇村の景観づくり基本方針	35
(1) 景観の骨格となる自然を守り、育て、活かす	35
(2) 南郷谷や山麓に広がる耕作地や集落の暮らしの景観を守り、育てる	36
(3) カルデラ地形の連なりと阿蘇を印象づける眺望を守り、育てる	36
(4) 南阿蘇村固有の歴史・文化資源とその周辺環境を守り、育てる	36
4 景観計画区域の設定	37
(1) 景観計画の区域	37
(2) 特定施設届出地区の指定	37
(3) 景観形成地域	37
阿蘇くじゅう国立公園区域と南阿蘇村景観計画区域	38
(4) 重点的景観形成地域	39
5 景観区域別の基本方針	40
(1) 景観形成地域	40
(2) 重点的景観形成取組地域	41
第4章 景観形成を支える指針等	44

1	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	44
2	屋外広告物の制限に関する事項	44
3	指定眺望地点及び主要道路の選定	45
4	景観重要公共施設の指定	45
5	分譲地の開発指針	46
第5章	公共事業等における景観形成指針	47
1	目的	47
2	適用の範囲	47
3	基本的事項	47
4	共通事項	47
5	施設別景観形成指針	48
	(1) 主要道路・地域内道路	48
	(2) 農道や河川敷道路等	49
	(3) 橋りょう	49
	(4) 河川・水路	50
	(5) ほ場整備事業	50
	(6) ダム・堰堤（砂防・治山）	51
	(7) 公園等	51
	(8) 公共建築物	52
第6章	景観形成推進方策	53
	(1) 景観形成ガイドラインの策定と活用による景観形成意識の向上	53
	(2) 届出にかかる審査体制の整備	54
	(3) 重点的景観形成取組地域の認定制度の導入	54
	(4) 公共工事における景観配慮協議の導入	54
第7章	景観形成指導基準	55
1	景観形成指導基準（共通事項）	55
2	大規模行為届出地区の届出対象行為	55
3	特定施設届出地区	56
	(1) 届出対象地区	56
	(2) 届出対象行為	56
4	南阿蘇村景観形成地域	57
	(1) 届出対象行為	57
	(2) 景観形成基準	58
5	届出の流れ	62

第1章 計画の背景、目的、位置づけ

1 景観計画の背景

旧白水村では、昭和58年に「自然環境保全条例」を制定し、希少種オオルリシジミの保護や土地開発規制等の自然環境保全及び景観保全の施策を進めてきました。この自然環境保全条例は、南阿蘇村における優れた自然環境及び生活環境の保全と秩序ある開発を図るため、平成17年の合併後にも新村に引き継がれ、現在では南阿蘇村全域に適用されています。

国においては、平成16年に景観法（平成16年法律第110号）を始めとする各種法律が整備され、村では法に基づき、平成26年に熊本県知事の同意を得て景観行政団体となり、「南阿蘇村景観条例」を制定しました。

そうした中、阿蘇地域は、世界農業遺産（平成25年）と世界ユネスコグローバルジオパーク（平成26年）に相次いで認定されました。

本村を含む阿蘇郡市7市町村は、文化的景観そのものの保護に限らず、他分野との関わりまで含めた阿蘇の地域振興を総合的に推進するための計画として、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の定める「世界文化遺産」として登録されることを見据えた阿蘇地域ならではの環境づくりを実践し、地域活性化に結び付けることを目的として、平成27年3月に「文化的景観を活かした阿蘇地域づくりビジョン」を策定しました。その後、平成29年には、阿蘇の火山活動により形成された広大なカルデラと、その周辺で古くから野焼き・放牧・採草という文化的営みにより形成されてきた他に類を見ない景観について、阿蘇らしい暮らしを今後も続けていくための指針として、また、保存の主体となる住民・事業者・各種団体・行政職員に対して示し、「阿蘇の文化的景観」が次の世代へ引き継がれていくことを目的として、「阿蘇の文化的景観保存計画」を策定しました。

また、阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇地域）では、平成13年に地域の関係者と共通認識を持って共同で進めていくための管理運営計画を定め、景観保護等に取り組んできましたが、昨今の社会情勢等の変化を踏まえた景観保全や利用促進を進めるため、令和5年度改定を目指し、令和2年度から計画の見直しに着手しています。

2 計画の目的

阿蘇地域の景観の特徴は、カルデラ地形の中央にそびえる阿蘇五岳と、これを取り巻く外輪山、それらの山々の中腹に広がる広大な草原にあります。その構成は、中央火口丘と外輪山で形成される独特なカルデラ地形、カルデラ底部（カルデラ床）に平坦に広がる集落・農地、山麓に広がる大規模な草原、阿蘇谷及び南郷谷のカルデラ床から外輪山の外へと流れ出る白川の河川から成っています。

このような景観は、カルデラ火山という数千万年に渡る自然の営みによる基盤の上に、数千年を超えて存続する草原の広がりによって代表されるように、人々の営みが積層し、今なお、阿蘇の各地において創意ある手入れが重ねられることによって形成されています。

歳月を経て築かれ、先人から受け継がれてきた阿蘇の全体景を、表面的ではない

総体の環境として捉え、地域のみならず我が国の貴重な共有財産として、地域との協働によって守り、次世代に継承していくため、また、行政や多くの関係者とともに阿蘇の魅力を村づくりに活かし、阿蘇地域に住む人、訪れる人の感性を育て、暮らしを豊かにしていき、阿蘇地域ならではの、かつ、南阿蘇村ならではの環境づくりを行い、美しく、住みよく、誇れる郷土の実現に資するため、景観形成の基本方針、基本施策の展開方向、具体的な制限など、行政、村民の共通の方針として定めることを目的として、南阿蘇村景観計画（以下「景観計画」という。）を策定します。

同時に、本計画は阿蘇地域に広域的に広がる「阿蘇の文化的景観」を活かすため、本村を含む阿蘇地域7市町村で策定した「阿蘇地域づくりビジョン」及び「阿蘇の文化的景観保存計画」の主旨を踏まえ、阿蘇地域の持続可能な発展にも寄与するものとします。

3 計画の位置づけ

この計画は、景観法第8条の規定に基づく景観計画であり、総合計画における景観施策に関する個別計画、「阿蘇地域づくりビジョン」及び「阿蘇の文化的景観保存計画」の景観形成に関する施策を具体化、改定後の阿蘇くじゅう国立公園管理運営計画における景観保護の取り組みについて互いに補い合う計画として位置づけられるものです。

第2章 南阿蘇村の景観資源の特性と課題

1 阿蘇地方における景観の現況

(1) 自然景観

阿蘇地域の特徴である火山活動によって生み出された巨大なカルデラと多様な地形によって作り出される景観は、それ自体が良好な景観資源であるとともに、農地や集落の背景としての役割を果たし、地域の景観の基盤となっています。

① 火山活動によって生み出された巨大なカルデラと多様な地形

火山活動が生み出した巨大なカルデラ地形を基盤とし、荒々しい火口付近の景観や周囲では優美で穏やかな山々の景観が形成されています。

中央火口丘群の北側と南側にはカルデラ床が広がり、北側は広大かつ平坦な「阿蘇谷」と南側には段丘上の地形を持ち、阿蘇谷と比較してコンパクトな空間に広がる「南郷谷」とで異なる景観を呈しています。外輪山上は、北側から東側にかけて、遠方に阿蘇五岳を望むなだらかな高原地域であり、南から西側では、起伏の大きな丘陵状の地形が広がっています。

② 豊かな水環境

阿蘇地域の河川は、九州の6水系の源流となっています。阿蘇谷をなだらかに

蛇行する黒川など、地域の骨格となる景観や、集落を巡る小川や、豪快に流れ落ちる滝など、場所ごとに多様な水の流れをつくり出しています。

阿蘇地域は地下水が豊富であり、これらの湧水が生活や農業において、日常的に使われている様子を見ることができます。また、名水百選にも選ばれている白川水源や池山水源は、阿蘇を代表する観光スポットの一つとなっています。近年では阿蘇神社の門前町である宮地をはじめ、湧水を活用したまちおこしによって、賑わいあるまちなみがつくりだされています。

③ 多様な生態系とその生息・生育環境

阿蘇地域に分布する植物の数は約1600種と言われ、特に、草原には600種以上の植物が生育しています。大陸系依存植物のノヤナギやキスミレ、湿地に生息するオグラセンノウやヒゴシオンなどの希少な植物が生息しています。また、森林と草原両方の自然環境に恵まれていることから、多様な鳥類や昆虫類が見られます。

中央火口丘では、火口縁から遠ざかるにつれて裸地の中に火山荒原が広がり、それを取り巻くようにミヤマキリシマの群落が形成されています。

(2) 歴史や文化を感じる景観

阿蘇地域には農耕にまつわる祭事やその舞台となる神社、肥後街道など地域で数多くみられる歴史・文化の資源は、地域の特徴のひとつとなっています。

① 農耕祭事を中心とした歴史・文化や伝統ある温泉地

阿蘇地域では、古くから火山を神の霊が宿る所として恐れられ、信仰の対象とされてきました。

また、火振り神事や御田祭で知られる阿蘇の農耕祭事や、生活に根ざして伝承される神楽、各地でみられる神社仏閣等も阿蘇地域の特徴のひとつとなっています。また、阿蘇神社の門前町、肥後街道の宿場町等、独自のまち並みが形成されています。

また、阿蘇地域には内牧、杖立や黒川に代表される温泉郷が古くから湯治の地として栄え、現在も湯気の立ち込める温泉地で湯めぐりを楽しむ観光客の姿を目にすることができます。また、南小国町満願寺地区の川湯（共同浴場）のように、地域の生活文化が現れる情緒豊かな景観もつくり出されています。

(3) 暮らしの景観

阿蘇地域では、古くから集落が点在し、牧畜によって農業が営まれてきました。中央火口丘の麓や外輪山上の高原で牧畜が営まれる草原は、阿蘇地域の代表的な景観となっています。外輪山上は、平坦地が少ない地形条件のため、田園・集落や畑地は谷あいには点在しています。これらの景観は、阿蘇地域の人々が永きにわたって築いてきた暮らしの風景です。

① カルデラの多様な地形に展開する農地と集落

阿蘇山麓や外輪山上の高原地帯では、古くから行われてきた牧畜によって、広

大な草原が形成されています。雄大な草原は熊本を代表する景観のひとつに数えられています。また、春の野焼きや、夏の青々とした草原の景観のように、四季折々に移りゆく様子も「阿蘇の1年」を感じさせてくれる景観です。

巨大なカルデラの底部には農地と集落が形成され、多くの人々が生活しています。カルデラ床では、田園景観と外輪山の雄大な草原景観が地域の印象を創り出しています。外輪山では、山林の間に小規模な畑地や牧野が点在し、中山間地域の趣を残しています。

(4) 眺望景観

眺望景観は、地域住民のみならず来訪者に阿蘇地域全体のイメージとして強く印象づけられるものであり、阿蘇地域のカルデラ地形の特徴を表すものです。

① 阿蘇を大スケールで目にすることができる視点場や風景が展開する道路景観

阿蘇地域では、地形の多様さやカルデラ床に広がる水田や集落など、人々の営みを大スケールで目にすることができる視点場が多く存在しています。特に、五岳は数々の視点場から視対象となっており、その姿は涅槃像に例えられるなど、信仰の対象であり、阿蘇のシンボルとしても地域に根付いています。

また、阿蘇ミルクロードや山なみハイウェイなど阿蘇地域内を通る道路では、自然の雄大さと移動による眺望の変化を体験することができ、多くの来訪者がドライブやサイクリングを楽しんでいます。

1 南阿蘇村の景観特性

(1) 南阿蘇村の概況

本村は、阿蘇くじゅう国立公園の阿蘇カルデラ南部の南郷谷と呼ばれる場所に位置しています。東側は中央火口丘から西南に緩やかな傾斜をなして、そこに水源を発する白川が低地にあります。標高600m以上の山腹は、その大部分を山林、原野で占めており、北は阿蘇山上、草千里、火口原を結ぶ線上で区切られています。西は南阿蘇の入口にあたり、白川が阿蘇谷を北から流れてくる黒川と立野火口瀬近くで合流し、熊本平野へと下っています。南は南外輪山分水嶺から北向きの傾斜地で西部俵山一帯の高原地域までおよび、低地は東の水源地域から西へと約300mの標高差があります。中央を東から西へと流れる白川の両側には、住宅地、耕地が広がり、展望性のある田園風景となっています。

総面積13,730haのうち、農地は3,592ha（約26%）、山林等が7,686ha（約56%）となっています。

(2) 南阿蘇村の景観

① 標高の高い場所からの景観 ー俯瞰景ー

熊本県道111号阿蘇吉田線（阿蘇パノラマライン）から、南外輪山の東西の連なりと盆地に広がる農耕地及びカルデラの地形の俯瞰景（ふかんけい）が得られます。

グリーンロード南阿蘇（ケニーロード）や俵山展望台からは、阿蘇中央火口丘

群と盆地に広がる農耕地及びカルデラの地形を確認することができます。

南外輪山の稜線には九州自然歩道が整備されています。これらの歩道上にも複数の眺望地点が存在します。ここからも阿蘇中央火口丘群及び南阿蘇村を一望することができます。

俵山展望所は、外輪山北半部のなだらかな地形と違って、凹凸に富む南側のカルデラ縁の地形的な特徴を見ることができ、世界有数の規模のカルデラを実感することのできるジオサイトの1つとなっています。

(阿蘇ジオパーク推進協議会, <http://www.aso-geopark.jp/geosites/geosite28.html>, ref.2022.3.9)



阿蘇パノラマラインからの眺望



グリーンロード展望所からの眺望



九州自然歩道からの眺望



俵山展望所からの眺望



兔の石展望所からの眺望



立野ダムからの眺望

② 標高の低い場所からの景観 ー仰瞰景ー

南阿蘇地域は南郷谷と呼ばれ、カルデラ壁や中央火口丘の斜面崩壊による崖錐(がいすい)、扇状地と、白川の浸食作用による河岸段丘が形成されています。そのため、阿蘇谷と比較して平坦な地形ではなく、段丘状の地形となっています。この段丘は、より下流の立野峡谷付近まで流下した何度かの溶岩流が、白川の河谷を埋積して堰き止めたことに関係して形成されたと考えられ、「南郷谷の段丘地形」としてジオサイトの1つに登録されています。

(阿蘇ジオパーク推進協議会, <http://www.aso-geopark.jp/geosites/geosite26.html>, ref.2022.3.9)。



国道325号及び県道28号の南阿蘇区間など南阿蘇を東西に横断する様々な道路からは、段丘地形や阿蘇中央火口丘群や南外輪山の雄大な仰瞰景(ぎょうかんけい)を得ることができます。



国道325号からの阿蘇山眺望



県道28号からの外輪山眺望



旧国道325号からの外輪山眺望

③ 農村田園景観

白川を中心に広がる水田、扇状地上などの表流水に乏しい場所の畑地、点在する古くからの集落や小規模林は、モザイク模様の景観を作り出し、南阿蘇のどかなで印象的な農村景観を形成しています。このような景観は、国道325号、県道28号、旧国道325号、矢部阿蘇公園線等から望むことができます。



国道325号からの農村田園風景



県道28号からの田園風景



旧国道325号からの農村田園風景

④ 草原景観

阿蘇五岳と南外輪山の傾斜地には、ススキ草原と牧野が広がる景観が形成されており、俯瞰景でその姿を確認することができます。阿蘇パノラマライン、グリーンロード南阿蘇、南阿蘇広域農道（阿蘇南部広域農道）からは、ススキを中心とした長草型の広大な草原を間近に見ることができます。一部ではあか牛の放牧により維持されている単草型の草原もあります。草原やあか牛の放牧風景は、阿蘇の重要な文化的景観の1つとなっています。草原は、季節毎にその様相を変え、夏の緑豊かな草原だけでなく、秋冬のカーキ色で広がる草原も都市住民に阿蘇を強く印象付けています。



阿蘇パノラマラインの草原
景観



グリーンロードの草原景観



南阿蘇広域農道の草原景観

⑤ 火山地形・地質景観（ジオサイト）

村内には、火山活動に由来する様々なジオサイトが存在します。立野峡谷は、阿蘇カルデラの壁が唯一切れた場所であり、立野火口瀬と呼ばれています。ここを走っている断層が、これまでに何度か溶岩によって埋まり、そのときにカルデラ内に湖が形成され、カルデラ湖の形成と断層運動による湖の消失を繰り返してきたと考えられています。

（阿蘇ジオパーク推進協議会，<http://www.aso-geopark.jp/geosites/geosite29.html>，ref.2022.3.9）。



夜峰山の北にある池の窪では、爆裂火口で直径約600mの広くて浅い皿形の地形を呈しており、少なくとも1万年以上昔の火山噴火の爆発によって生じたタフリングを目の当たりにすることができるジオサイトです。

（阿蘇ジオパーク推進協議会，<http://www.aso-geopark.jp/geosites/geosite25.html>，ref.2022.3.9）。



阿蘇外輪山の南西部を中心に、凝灰角礫岩が分布しており、それが浸食や崩壊によって、様々な景観を作り出しています。羅漢山は、岩峰群や天然橋状岩などの奇岩群が集まる奇観となっています。

（阿蘇ジオパーク推進協議会，<http://www.aso-geopark.jp/geosites/geosite27.html>，ref.2022.3.9）。



立野峡谷



池の窪



羅漢山

⑥ 自然景観

立野から南郷谷を白川に沿って運行する南阿蘇鉄道の車窓から、立野峡谷（きょうこく）や原生林の印象的な眺望を体験することができます。また、新阿蘇大

橋やヨ・ミユール展望所、数鹿流ヶ滝展望所からは、白川と黒川の合流地点を中心とし、広大な峡谷と数鹿流ヶ滝や鮎返りの滝など複数の滝を見ることができます。

南外輪山山頂付近の広葉樹林は、中央火口丘群の山頂にみられる火山荒原とは異なり、ミズナラ、ブナ、クマシデ、サワグルミからなる原生林に近い森林が形成されており、潤いを感じることでできる景観となっています。

南外輪山と中央火口丘群の裾野部分では、スギ・ヒノキの人工林が広い面積を占めています。一部にクヌギ林が存在します。

立野峡谷の原生林は、阿蘇北向谷原始林として国指定天然記念物となっています。常緑広葉樹のウラジロガシ、アカガシ、タブノキ、スダジイ、イスノキなどから構成されており、ヤブツバキクラス域のイスノキーウラジロガシ群集として学術的にも貴重とされています（造園雑誌57(4):338-345, 1994）。



南外輪山山頂の広葉樹林



南外輪山裾野のクヌギ林



中央火口丘群裾野のスギ・ヒノキの人工林



阿蘇北向谷原始林



黒川と広葉樹



立野峡谷と鉄橋

(3) 南阿蘇村の景観構成要素

景観の構成要素は、屋外で目に入る全てのものが該当します。景観の構成要素には、自然に存在又は形成されているものと、人工的（人為的）に作られたものがあります。前者は、火山活動により形成されたカルデラや盆地の地形、河川及びその浸食作用によるもの、原生林や火山荒原などの植生などが該当します。後者は、建築物、人工物、農耕地などが該当します。草原植生は自然的な要素ですが、人の営みにより維持されているため、人為的なものであると言えます。南阿蘇の景観は、面積的には人工的、人為的な要素が大部分を占めています。

こうしたことから、農業や草原管理の営みの在り方、建築物や人工物を設置するにあたって、どのような意匠、材質、色を選択し、どのように管理を行っていくかは、景観を形成するうえで大変重要となります。

ここでは、本村に存在する景観構成要素について、良好な景観形成に寄与して

いるものから、配慮が必要なものまで紹介しています。

① 自然要素

ア 草地

草地は、広大なものでは野焼きや放牧により維持されている草原が挙げられますが、河川敷、農耕地、空地など、様々な場所に草地が形成されています。野焼きや放牧により維持されている草原以外の草地は、景観要素として意識されることはありませんが、殆どの景観で重要な背景となっています。

イ 樹木（巨木）

樹木は、地域内に屋敷林等として点在するほか、神社や学校などの公共施設の敷地内に見られます。樹種は、主にスギ、ヒノキ、ケヤキ、エノキとなっています。樹木そのものの緑が人々に潤いを与えるほか、鉄筋コンクリート造の建物やアスファルト駐車場等の無機質な外観を中和する機能や、建物の魅力をさらに引き立てる機能を持っています。樹木を残したり、植樹したりすることにより、良好な近景や中景を形成することができます。

ウ 小規模森林

小規模林は、社寺林として存在するほか、集落内の竹林や人工林、白川支流沿いの保安林等として点在しています。遠景としてみたときは、農耕地や集落とともにモザイク状の景観を形成します。

スギ、ヒノキの人工林は、樹齢50年以上を迎え、管理が進んでいないものが多く、近景や林内景では、林内が暗く、林床の植生に乏しく、また、遠景でも単純な色合であるため、植生の多様性を感じられず、多くの場合、広葉樹よりも見劣りします。しかし、冬季は、草本植物は枯れてカーキ色となり、落葉樹は葉を落とし、スギ、ヒノキだけが深い緑色のままであるため、中景及び遠景でカーキ色と深い緑色で強いコントラストを有するモザイク状となり、南阿蘇の景観を印象づける一因となっています。

大径木林からなるスギ、ヒノキの人工林で、十分な管理がなされ、林床が明るい場合には、社寺林のように荘厳な雰囲気のある景観要素となります。

近年は太陽光発電設備の導入が村内でも多く見られるようになってきましたが、スギ・ヒノキの人工林でも、近景、中景では景観になじまない人工物の遮蔽という重要な機能を持っている場合があります。



社寺林



農地に点在する小規模林



竹林



メガソーラーの目隠しとなる人工林



森林と農地で織りなすモザイク状の景観コントラスト



スギ林の林床

エ 湧水地

村内には環境省の名水百選に選定されている白川水源をはじめ、塩井社水源、寺坂水源、湧沢津水源、池の川水源、吉田城御献上汲湯、明神池、竹崎水源、妙見神社の池など多くの良質の水が湧出する湧泉が存在します。ほとんどの湧水は白川の北側に位置していることから、これらの湧水は、中央火口丘からの伏流水であると考えられ、南阿蘇湧泉群としてジオサイトの1つとなっています。

(阿蘇ジオパーク推進協議会, <http://www.aso-geopark.jp/geosites/geosite24.html>, ref.2022.3.9)。



湧水地は、中景、遠景としては重要ではありませんが、周囲の樹木とともに、環境が保全されていたり、観光地として景観に調和する設備が置かれている場合が多く、近景で人々に潤いや安らぎを与える場所となっています。

しかし、村内の水域の多くには、既に外来の水草が侵入しています。もともと村内には自生していなかったオオフサモやオオカナダモが水面又は水中を埋め尽くすほどに繁茂し、単調な色彩と質感の水面となり、近景に悪影響を与えているところもあります。

湧水池の中には、毎年池の水草除去を行っているところがあり、そこでは、外来の水草が優占することはなく、多種の在来水草が繁茂し、晴天時には水底が美しい黄緑色に映え、優れた近景となっています。草地において、野焼きや草刈りによる管理が多いほど、植物の種多様性が向上するのと同じように、最低でも年に1回、水を抜いて水草の除去を行うことで、多種の在来水草が生育しやすくなります。

オ 滝

白川黒川の合流地点付近では、鮎返りの滝、数鹿流ヶ滝をはじめとする複数の滝が存在し、新阿蘇大橋や展望所から望む景観の一部を構成しています。

また、村内には、清水滝など小規模な滝が複数存在します。多くは樹木に隠れ、中景や遠景では確認できませんが、近景では滝そのものの姿だけではなく、付近の岩崖やコケなども神秘的な景観を作っています。

カ 河川

村内を流れる河川には、白川、黒川及びそれらの支流があります。ほとんどの

支流が湧水地や山麓の伏流水を源流としているため、流れる水は清冽で透明度が高くなっています。

河川は、河川敷の川原、河畔林、大小の石、ヨシ等の草などさまざまな要素で構成されています。水底や河岸が、護岸施工によりコンクリート化されている場合もあります。草、木、石など自然の要素で構成される河川は、近景では、人々に安らぎを与える優れた景観を形成します。中景及び遠景としては、広がる農地の中に小規模林や集落が点在する景観を河川がさらに複雑にし、その魅力を高めます。

河川は、村内の主要道の橋梁が視点場となり、近景や中景として見ることができます。河川管理道路など河川に沿った道路からは、その河川を長い区間にわたって見るができます。また、村内には、岸野谷川、大谷川、下の川などの一部に親水空間として整備された場所も存在します。

白川の河川沿いには、湧水等により土地利用ができず放置された場所が存在します。しかし、そのような場所は、湿地として、河川の景観を豊かにする重要な要素となっています。

阿蘇は火山性土壌の影響のため、表面を流れる水が浸透しやすく、白川支流の中には、梅雨から秋にかけての一定期間しか水が流れない河川がいくつもあります。このような河川において、人目の付かない場所にごみの不法投棄が目立ちます。このような不法行為は、良好な景観に負の影響を与え、村の印象を悪化させる一因となります。



人工物の見えない河川



後背湿地



石型間地ブロック



間地ブロックが草で覆われ始めている。



練石積



レベロック



間地ブロック

②文化的要素

ア 神社仏閣

神社や仏閣は、建物本体に加え、前方に広がる境内や付随する鳥居や門、周囲の石像物や巨木など一体となり、集落にとって神聖で大切な場所となっています。集落の道祖神、周辺で行われる祭りの様子、祭り飾りも、その地域性を表し住民の一体感を育む大事な景観といえます。

長野地域には、長野阿蘇神社と長野岩戸神楽殿があります。長野岩戸神楽は、300年以上続く国選択無形民俗文化財の指定を受けている伝統芸能で、毎年、5月と10月に長野神社で開催される例大祭で、五穀豊穰と集落の安全を願う神楽が奉納されています。高さ10メートルを超す竹ざおに登って鬼面の荒神らが舞う「天王注連（てんのうしめ）」は、全国的にも珍しい神楽です。

八坂神社を拠点とする白水村祇園の岩戸神楽は、450年前から伝わる郷土芸能で、村指定民俗文化財となっています。

中松地区の正教寺は、慶長12年（1607）8月に開基したと伝わる寺院で村指定有形文化財となっています。

両井地区の無量寺跡阿弥陀堂には、阿弥陀如来坐像が祭られており、造形から鎌倉時代の造像と考えられています。高さ3メートルで南郷最大の阿弥陀如来坐像とされています。

イ 温泉

地獄・垂玉温泉は、少し離れた場所からでも、山の斜面から立ち上る温泉の煙が確認できる温泉地で、中央火口丘の南西側斜面、標高700mほどのところに位置しています。地獄温泉は夜峰山の爆裂火口内にあり、一帯には硫黄が強く香り、江戸時代から湯治場として長年親しまれてきました。垂玉温泉も天正年間

（1573-92）から地元の人たちに利用されています。阿蘇火山の影響を強く受けており、酸性の湯が特徴となっており、その泉質の良さから、熊本県内でも知名度の高い温泉です。

ウ 石垣・石橋

濁川橋は、大正7年（1918）頃の架橋とされており、長さ16メートルの石橋です。村指定有形文化財となっています。

床瀬橋は、別名「銭瓶橋」とも呼ばれ、大正7年ごろに架けられています。橋長15.3メートル、橋幅5.3メートルで、現在では珍しく橋の土台部分は石造り、

路面はアスファルト舗装となっています。村指定有形文化財ですが、震災の傷跡と昔の技術の高さがうかがえるものとして、震災遺構に選定されています。

村内には、これらの石橋だけではなく、寺社仏閣の擁壁の他、水路の擁壁、洗い場、水汲み場や宅地擁壁等に石垣が残されているところがあります。このような場所では、その場だけではなく、その周囲から景観形成を図ることが望まれます。

エ 史跡

柏木谷遺跡は、県指定の史跡であり、縄文時代から古墳時代までの複合遺跡となっています。最も高い所に位置する大型の円墳は、外径34.5メートル、封土約1.5メートルで、県内では最大級です。

オ 在郷町

南阿蘇地域の国道・県道沿い等には古くから集落があり、地域住民の生活の場となっています。吉田新町は、南郷谷地域の政治・経済の中心地の一つ、南郷谷内を商圈とする在郷町として発展し、かつては宿場、酒造、映画館などが隣家と軒を連ねていました。現在では、伝統的な面影を残す家屋がわずかに残っていますが、空き地の増加や現代的な建物への改修によって、在郷町の景観が失われています。

カ その他の有形文化財

村内には、文化財に指定された施設が他にも多数あります。その1つである京都大学理学研究科附属地球熱学研究施設火山研究センター本館は、国登録有形文化財であり、昭和初期における日本建築界の様相の一端を示すものです。6階建ての塔状の建物に、傾斜した外壁、異様に太い円柱など随所に特異な意匠が用いられています。

③ 農業要素

ア 農地

村内の農地面積は、2800haで全体の21%（水田15.7%、畑5.4%）を占めます。多くがカルデラ床の段丘上に広がっており、村の農村風景を作る主要な要素となっています。農地は、耕作面、畔、法面からなっていますが、栽培される作物や畔と法面の草は、季節ごとに異なる様相を見せ、四季の彩りを感じることのできる風景でもあります。

村内の農地は、多くが区画整理により直線を基調とする短冊状、格子状の形状に整備されていますが、地形的条件から低平地にみられる農地とは異なり、段丘状となっています。

一部には、地形条件に強い影響を受けた等高線区画などの形状が見られる不整形のままの農地が残されており、村内でも数少ない貴重な景観資源となっています。



田植後の水田



夏の水田



未整備の水田



畑



整備された農地



河岸段丘上の農地

イ ビニールハウス

一般的にビニールハウスは、農村景観の阻害要因として扱われますが、地域を離れた地域他出者にとって、地域を離れることにより、かつて日常的な存在であったビニールハウス景観が非日常的な存在となり、ビニールハウスにより親近感を持つようになってきているという指摘があります（日本造園学会誌, 71(5), 2008）。一方で英国では、ビニールやプラスチックが嫌われているため、ビニールハウスは苦々しく思われています（金融市場2007年11月号英国的風景）。

沿道景観では、道路沿いに並べられたビニールハウスと道路から一定距離を置いて並べられ、自然的な背景が見えるビニールハウスとでは、景観の印象が異なり、近景から遠景まで全てに影響を与える景観構成要素となります。



近景でみるビニールハウス



中景でみるビニールハウス



遠景でみるビニールハウス

ウ ロールベールラップサイロ（稲わらロール）

田んぼでは、稲刈り後に稲わらをポリエチレンでできた幅広のラップで巻き上げて1メートル程度の円筒状に梱包する場合があります。このように稲わらをラップしたものをロールベールラップサイロといいます。サイロには、白色又は薄緑色を使用されています。サイロが農地に広く散りばめて点在すると、中景や遠景では独特の景観となります。農地の傍らに積み上げて保管されている場合は、近

景に強い影響を与えます。



稲わらロールのある風景

エ 農道

区画整理が行われている農地では、幹線農道と支線農道が農地に沿って直線状・格子状に整備されています。非整備区域では、農地の間を縫うように農道が走っています。路面は、コンクリートで舗装されているものと未舗装のものがあります。未舗装の農道は草に覆われ、轍を生じます。未舗装の農道は、ふるさとの懐かしさを感じることでできる風景となります。

農道は、田園の広がり、阿蘇の山々の風景、畔等に生えた草花を眺めながらウォーキングができる散策路としてのポテンシャルを有しています。



未舗装の農道



コンクリート舗装の農道



格子状に整備された農道

オ 法面

法面は、農地や農道で隣接の土地と高低差がある場合に設けられます。農地の法面は、多くが土羽で形成されています。土羽の法面は、草本植物に覆われますが、一定以上の勾配を有する場合には、畔と法尻が草本植物に覆われ、法面中央部は土壌が露出することもあります。

土羽は草刈り頻度により植生が変わります。草刈り頻度の少ない土羽法面では、長茎型の草本植物に覆われます。特にセイタカアワダチソウが侵入している法面では、秋には黄色の花一色で法面が覆われることとなります。草刈りが高頻度で行われている土羽法面では、多様な在来の草本植物が自生してくるため、四季折々の花を観賞することができるようになります。

法面の保護や豪雨等による崩壊から復旧される場合には、コンクリートブロック等で擁壁施工が行われます。擁壁の素材としては、間知ブロックがよく用いられます。コンクリート製の擁壁は、施工直後は周囲の色合いと調和しませんが、

年数を経て、エイジングやコケの被覆により調和する場合があります。また、コンクリート擁壁の表面の多くは滑面のものが用いられていますが、景観に配慮して、自然石風粗面など化粧が施されたものが用いられている場合もあります。勾配の緩い規模の大きな法面の復旧では、角型じゃかご（ふとん籠）が用いられる場合もあります。角型じゃかごには自然石が用いられ、草も生えてくるため、自然景観とよく調和します。



在来植物の豊かな法面



石積のある法面



角型じゃかごのある法面



草刈後の法面



外来植物の目立つ法面



間知ブロックのある法面

カ 水路

水路は、その目的により用水路、排水路及び用排兼用水路に分けられ、系統により幹線水路、支線水路、小水路、承水路及び放水路に分類されます。また、形式は開水路形式、管水路（暗渠）形式及び複合形式があり、一般的に管水路形式は、人目に触れることはありません（農業農村整備事業における景観配慮の技術指針 農林水産省農村振興局 平成30年）。

区画整理の行われた場所では、殆どの用排水路にその規模に応じて、U字溝、U型カルバート、L型ブロックが用いられています。規模の大きな排水路では、土羽とU型コンクリートで構成されていたり、角型じゃかご（ふとんかご）が用いられていたりするところもあります。ごく一部に石積の護岸のまま残されているところ、あるいは石積で造成されたところが存在します。

水路は、農地に沿って整備されており、中景や遠景ではあまり目立ちませんが、規模の大きな排水路では、土羽等に生じる緑地により農地内の緑の回廊として景観を構成します。

久木野地区と白水地区には、平成18年に疏水百選に選定された保木下井手・琵琶の首井手・上川原井手・白川東・白川西・新井手からなる「南阿蘇村の疏水群」があります。約300年前の1667年に約30年間に渡る水利事業によって開削され、1700ヘクタールの水田を潤しています。

水の流れる土水路も未舗装の農道と同じく、ふるさとの懐かしさを感じることでできる風景となりますが、多くはありません。塩井社水源の湧水は農業用水として利用されていますが、水源からの流れ出る水路は、約100メートルにわたり、水路沿いに散策路（参道）が整備され、護岸は石積で施工され、水路底も部分的に礫が敷かれており、周囲の水田とともに優れた近景を形成しています。このように、水路に沿って整備されている道路は、優良な散策路となります。

近年、一部の湧水地と同じく、水路においてもブラジルチドメグサやナガエツルノゲイトウなどの特定外来生物に指定されている水草が侵入しています。これらの水草は、水面を覆いつくし、他の在来水草を駆逐してしまうため、単純な植生の近景となり、景観的にも好ましくありません。

村内には、河川等により分断される二つの地域を結ぶ水路橋もあります。視認される位置にある場合には、景観を形成する要素となります。



底に意図的に石を敷いている水路



石積みのある水路



石積みのある水路



一般的なU字溝の水路



在来水草の黄緑が映える水路



水路橋

キ ため池

村内のため池には、喜多ため池、沢津野ため池（あざみヶ池）、乙ヶ瀬ため池、明神池、下野ため池が存在しますが、いずれも規模は小さく、遠景及び中景では確認できません。ため池の堤体には、コンクリートブロックが使用されていますが、布団籠や石積などもあり、水岸は草に覆われているところが多く、木製やデザイン性のある防護柵が設置されているため、部分的に良好な近景となっています。また、喜多、沢津野、明神池には、憩いの広場が設置されており、より親しみやすい空間となっています。

ため池周辺に雑木林等の植生が存在する場合は、ため池とともに良好な景観を構成する重要な要素となります。



喜多ため池



沢津野ため池



小池水源



明神池



下野ため池



明神池の人工池

④ 建築物要素

ア 屋根

住宅等建築物の景観要素の1つに屋根があります。住宅の規模が大きくなるほど、屋根の色彩が景観に与える影響が大きくなるのはもちろんですが、屋根の形状も重要な要素となります。都市部から阿蘇を訪れる人々にとって、「阿蘇らしさ」を感じるのは、山々や農地の風景だけではなく、阿蘇地域の住宅に多く採用されている切妻屋根等の山型の屋根もその1つになっています。特に、切妻屋根の住居に併設して、切妻屋根の納屋や牛舎が設置された伝統的な農家の構えを有する住宅は、「阿蘇らしさ」を代表する景観要素の一つとなっています。

屋根の形状には、切妻屋根（きりづまやね）、寄棟屋根（よせむね）、入母屋屋根（いりおもや）、片流れ屋根（かたながれ）、方形屋根（ほうぎょうやね）、陸屋根（りくやね・ろくやね）、はかま腰屋根（はかまごしやね）など多くの形状が存在します。

屋根材については、粘土瓦・セメント・コンクリート瓦が多く採用されていますが、近年は、熊本地震災害の教訓から、住宅への荷重を軽減するため、スレートやガルバリウム鋼板が採用された住宅が多くなっています。また、太陽光パネルが設置された住宅も多くなっています。どの素材であっても、素材そのものが景観に与える影響は大きくはありません。

色彩については、つや消しの焦げ茶色、灰色系統が多くなっていますが、白や原色の明彩度の強い色彩、輝度の高い色彩の屋根は、面積が大きくなるほど、景観に強い影響を与えます。

近年は、ハウスメーカーの住宅が増加しています。ハウスメーカーの住宅の多くで片流れ屋根、招き屋根、差し掛け屋根、陸屋根、方形屋根が採用されています。また、切妻屋根であってもひさし（軒先）の長さが短いものが多くなっています。ハウスメーカーの住宅であっても、できる限り日本家屋の特徴を備えたも

の、すなわち切妻屋根等で、ひさし(軒先)の長さが長い意匠の屋根が採用される必要があります。



切妻屋根 (瓦)



入母屋屋根 (瓦)



寄棟屋根 (瓦)



切妻屋根(ガルバリウム鋼板)



寄棟屋根(ストレート)



陸屋根



片流れ屋根



方形屋根



周囲と調和しない色彩



ひさし(軒先)の短い屋根



差し掛け屋根



明度の高い大面積の屋根

イ 外壁

建築物の外壁材については、村内では、窯業系サイディング、木製、モルタル、金属サイディング、ALCが見られますが、漆喰が使用された伝統的な建物もあります。外壁についても、色彩の配慮があれば、いずれの素材であっても景観に与える影響に大きな差はありません。

色彩については、つや消しの茶色系統、木材地色、灰色系統、明度の低いクリーム色系統が多く見られます。これらの色彩であれば景観阻害要因となることはあまりありませんが、規模の大きな建物の場合、明るい色彩を採用した場合に

は、近景から遠景に至るまで、周囲の景観になじまなくなることが想定されます。

住宅には車庫や倉庫などがよく付属しています。これらの施設も道路から見える位置にある場合には、形状および色彩が近景に影響を与えます。



漆喰



木製



窯業系サイディング（灰色系）



窯業系サイディング（茶色系）



モルタル（茶色系）



モルタル（黄色系）



ALC（クリーム色系）



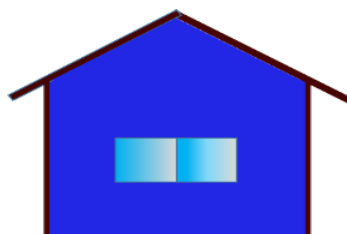
窯業系サイディング（青色系）



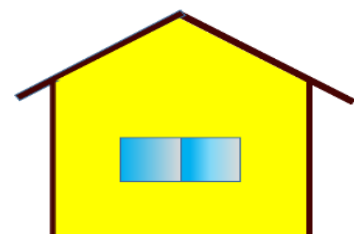
明度が高く光沢のあるガルバリウム



明度の高い長大な外壁



原色系の色の外壁



ウ 塀

村内で見られる塀の素材は、生垣、ブロック、化粧ブロックが主ですが、アルミ型材、アルミ鋳物、スチールメッシュも多くなっています。一部にコンクリー

ト塀の他に、伝統的な大和塀、柵板塀のような板塀も見られます。ブロック塀とアルミ型材等のフェンスを組み合わせで設置されているものも数多くあります。生垣の樹木としては、カイヅカイブキ、カンツバキ、ラカンマキ、カナメモチ、モチノキ、ヒイラギモクセイなどが用いられています。

塀は、中景、遠景では重要ではありませんが、車窓から眺める道端の景観要素としては、道沿いの建築物とともに重要な近景要素となります。また、周囲の景観と調和しない建築物等が設置された場合には、隠す役割もあります。

一般的に、塀は車窓近景の障害要因と位置付けられており、塀よりも道路と建物間にスペースをできるだけ確保して、植栽を設ける方が、良好な景観形成に貢献します。塀を設ける場合には、できる限り地域で統一されている方が良い印象を与えます。

生垣や板塀は、良好な道端風景を形成しますが、ブロック塀であってもツタ等のつる植物が覆った場合も良好な景観となります。塀だけで良好な景観形成ができない場合には、樹木と塀を組み合わせることで、風情のある近景を作り出すことができます。



生垣



植栽



木製柵



庭の優れた植栽を色彩に配慮したスチールメッシュフェンスで可視化



色に配慮したアルミ製フェンス



アルミ型材 (白)



アルミ鋳物



スチールメッシュフェンス (白)



金網フェンス



ブロック塀（化粧ブロック） ブロック塀（化粧ブロック） ブロック塀

エ 宅地擁壁

宅地擁壁は、道路や隣接地と高低差を生じる場合に、宅地を保護するために設けられます。擁壁の素材としては、ブロック、コンクリートが主ですが、伝統的に石積で設置されているものもあります。積み方では、野面石積み、乱積み、谷積みが見られます。石積みの擁壁は、近景において優れた構成要素となります。



土羽



石垣



間知ブロック（石型）



つる植物に覆われるコンクリート擁壁



緑化ブロック



間知ブロック



レベロック



コンクリート打設



防草シート

⑤観光・産業要素

ア 観光施設

観光施設は、地域のシンボリックな存在となります。村内では、あそ望の郷、物産館自然庵、水加工場はくすい、阿蘇白水温泉瑠璃、四季の森、ウィナスなどがあります。それぞれデザイン性のある意匠や周囲の景観に調和したデザインが採用されています。



ウィナス



四季の森



あそ望の郷

イ 展望所

標高の高い場所から俯瞰景の得られる場所に、展望所が設置されています。村内に設置されている全ての展望所は、周囲の景観と調和する意匠となっています。



俵山展望所



池の窪展望所



グリーンロード展望所



ヨ・ミユール展望所



阿蘇パノラマライン展望所



立野ダム展望所

ウ 駅舎

村内の駅舎には、東から見晴台駅、白川水源駅、阿蘇白川駅、中松駅、南阿蘇水の生まれる里白水高原駅、阿蘇下田城ふれあい温泉駅、加勢駅、長陽駅、立野駅があります。それぞれの駅ごとに異なるテーマのデザインが採用されていま

す。駅舎も観光施設と同じく、地域のシンボリックな存在となります。



長陽駅



見晴台駅



阿蘇白川駅



中松駅



加勢駅



白川水源駅

エ 大規模建築物

村内には、比較的大きな建築物として、役場の庁舎をはじめ、学校、保育所などがあります。

大規模建築物の多くが屋根の形状に陸屋根を採用していますが、デザイン性の高い建物もあります。

色彩については、屋根及び外壁共に規模の大きな建物の場合、明度の高い色彩を採用した場合には、近景から遠景に至るまで、周囲の景観に馴染まなくなる場合があります。



南阿蘇村役場庁舎



ちょうよう保育園



南阿蘇中学校

⑥インフラ要素

ア 道路

道路の構成要素には、路面、防護柵、歩道、法面があります。歩道と道路の間の防護柵としては、国道325号のように、ドウダンツツジなどが植えた緑地帯が設置されている場合があります。東海大学阿蘇キャンパスの正門に向かう道路は、歩道との間に400メートルにわたるケヤキの並木があり、秋には美しく紅葉

しています。

路面は、幅員の大きな道路ではアスファルト、小さな道路ではコンクリートとなっています。

コンクリート舗装の道路は、整備されて時間が経過していない場合は、遠景で白く目立つことがあります。



植樹帯



並木



緑地帯

イ 駐車場

駐車場の路面は、アスファルト舗装が一般的ですが、規模の大きな駐車場は、眺望地点から俯瞰景で見下ろす位置に存在する場合、景観阻害要因となります。

中木、低木、グランドカバー等の組合せにより修景緑化が図られている駐車場も一部に存在します。



植樹帯の設置



駐車区画の緑化



全面アスファルト

ウ 防護柵

道路の防護柵には、ガードレール、ガードパイプ、ガードワイヤーがあります。ガードレール、ガードパイプの色彩は白色が一般的です。近年新たに設置されているものは、景観に配慮してダークブラウンの色彩が採用されています。ガードワイヤーの場合は、シルバーが一般的ですが、世界文化遺産登録に向けて、これについてもダークブラウンが推奨されています。

防護柵は、道路改修工事の際に、既存の防護柵とは異なるデザインのものに置き換えられることがあります。複数の異なるデザインの防護柵が同じ視界に収まると、かえって景観阻害要因となる場合があります。



木柵



ガードレール
(ダークブラウン)



ガードパイプ
(ダークブラウン)



ガードワイヤー (シルバー)



ガードレール (ホワイト)



ガードパイプ (ホワイト)

エ 道路法面

道路と隣接土地との間に高低差がある場合には、法面が形成されます。法面の素材には、土羽、石積、コンクリート、コンクリートブロック、L型などがあります。防草シートが張られた法面もあります。

土羽の法面は、農地の法面と同様、細やかな草刈りの実施により、在来植物が自生しやすくなります。阿蘇地域のように自然を背景とした景観では、コンクリート製や防草シートが張られた法面よりも、土羽の方が景観的に優れていることはいうまでもありません。



石積擁壁



土羽



石型間知ブロック
引用元：Google社「Google マップ」



ブロック積擁壁



コンクリート擁壁



コンクリート舗装

オ 橋梁

村内の橋梁には、桁橋、トラス橋、アーチ橋の構造があります。桁橋で規模の小さなものは、橋の外観が意識されることはあまりありませんが、橋の防護柵の意匠は、車窓から河川を眺めるときの重要な景観要素となります。アーチやトラス構造を持つ橋は、橋の形状が景観の一部として意識されます。このような形状の橋には、村内には皆瀬川橋や鐘ヶ淵橋があります。

新阿蘇大橋と阿蘇長陽大橋は、PC4径間連続ラーメン箱桁橋と呼ばれる構造です。その大きさ故にその地域の景観で重要な位置を占め、地域のシンボリックな存在となっています。



PC4径間連続ラーメン箱桁橋



桁橋



トラス橋

カ 砂防堰堤

砂防堰堤は、多くが尾根の谷部に形成されて、森林等の遮蔽物により遠景や中景で視認されるものはほとんどありませんでしたが、熊本地震及びその後の豪雨により、道路から視認できる位置に規模の大きな砂防堰堤がいくつも設置されました。

堰堤の種類では、コンクリートクローズ堰堤が一般的ですが、鋼製セル堰堤、鋼製スリット堰堤も設置されています。

熊本地震以降に新設された堰堤の中には、谷止工に型枠材を張り、更に墨汁塗布を行い、修景を図った例があります。



コンクリートクローズ+鋼製スリット (格子型) 堰堤 (茶色塗装)



鋼製セル+鋼製スリット (B型) 堰堤



コンクリートクローズ堰堤 (型枠材張)



自然石貼りの表面処理



自然石による護岸石積



コンクリートクローズ堰堤

キ 人工斜面

道路建設、宅地造成に伴い形成される斜面については、表面剥離や崩壊を防ぐため、法面保護工や落石対策工により安定化が図られます。法面保護工には、吹付工、コンクリート張り工、法枠工、待ち受け法枠工、山腹工などの手法があります。

このようにして形成された人工斜面は、規模に応じ、近景から遠景まで景観に影響を与える要素となります。エイジングにより暗い色になったり、ツル植物が覆ったり、湿度の高い場所においてコケによる被覆が生じたりした場合には、周囲の自然と調和することがあります。

近年では、眺望地点から見える場所や主要道路沿いでは、吹付工に黒い染色材を使用して、コンクリートの明度を低下させたり、緑化が可能な法枠工が採用されたりしています。



土羽仕上げ



法枠工



吹付工（明度を低下させている。）

⑦屋外広告物

屋外広告物は、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものを行い、様々なデザインのものがあります。

阿蘇地域では、阿蘇サインガイドラインを定め、公共施設を案内する屋外広告物については、色やデザインの統一を図っています。

推奨される広告物・建築物附属広告物の設置例



周囲の樹木や草と調和したデザイン性の高い看板



周囲と調和した地色（こげ茶）とし、アクセントカラー（水色）を最小限とする。



周囲と調和しない地色の場合に、デザインを工夫し、外枠や支柱の色を配慮する。



周囲と調和しない地色の場合に、樹木により修景を図る。



壁面利用の看板では、周囲と調和した地の色で、建物とも調和させる。

注意したい広告物・建築物附属広告物の設置例



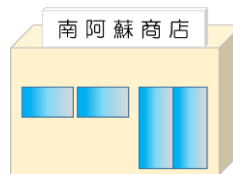
白地の看板は周囲の景観と調和しにくい。



周囲と調和しない色彩となっている。



派手な原色が大面积を占めている。



屋上に看板を設置している。



壁面利用の看板で、建物と調和していない。

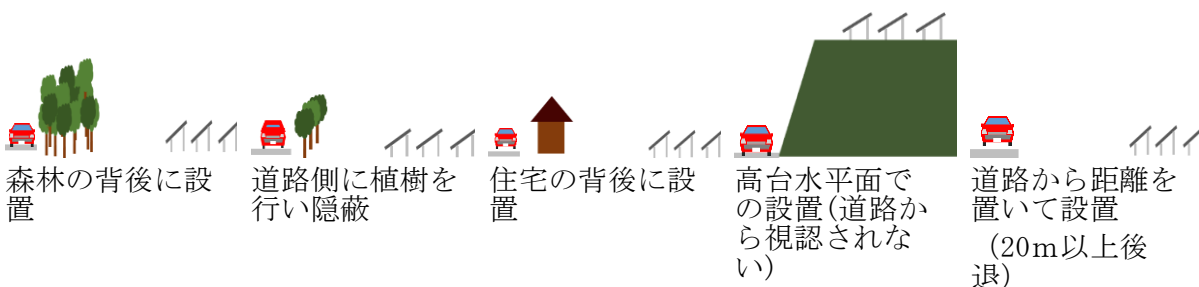
⑧太陽光発電設備

村内の再生可能エネルギー発電設備で最も多いものは、太陽光発電設備ですが、設置の仕方には屋根設置型と野立型があります。国の再生可能エネルギー導入施策推進により、今後も増加していくことが予想されます。

屋根設置型と野立型のどちらでも、上から見下ろせる位置に設置された場合には、景観阻害要因となります。また、山腹の斜面を利用して設置された太陽光パネルは、景観を著しく阻害します。一方で、山腹の平坦な土地に設置された太陽光パネルは、中景及び遠景でほとんど見えません。村内には、スギやヒノキの人工林により、全く視認できないメガソーラーも存在します。

野立型の太陽光パネルを道沿いに設置する場合には、沿道景観に強い影響を与えます。道路からできる限り後退させることや、道路と太陽光パネルの間に植栽を設けることにより、修景を行う必要があります。また、地上設置（野立型）太陽光発電設備のフェンスについても、沿道景観に影響を与える要因となります。

推奨される地上設置型太陽光発電設備の設置例



森林の背後に設置

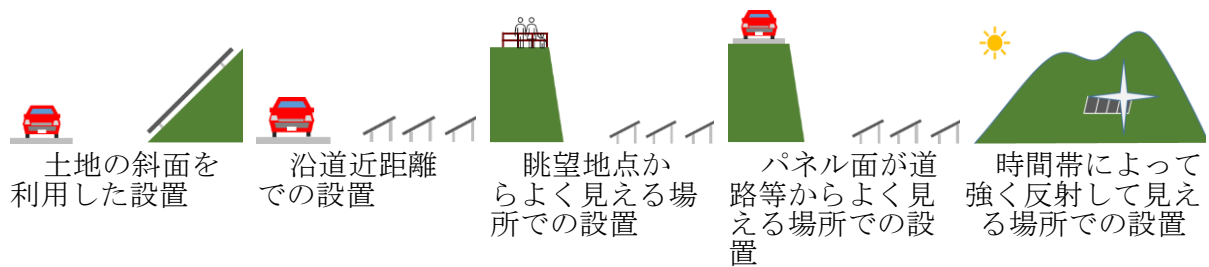
道路側に植樹を行い隠蔽

住宅の背後に設置

高台水平面での設置(道路から視認されない)

道路から距離を置いて設置(20m以上後退)

公共用道路や眺望地点から見える位置では注意したい設置例



2 景観形成上の課題

(1) 自然景観の保全

阿蘇の代表的な自然景観は草原ですが、熊本地震以降、野焼きや放牧が休止されている原野があります。野焼きや放牧を停止した原野は、夏が近づいても、緑に色づくのが遅れ、秋冬の色彩のカーキ色を呈してしまいます。

森林については、スギ、ヒノキの人工林が多くを占めています。管理が不十分のまま樹齢50年を超えるものが多く、林床植生は衰退しているため、将来的には景観上無視できなくなると考えられます。このような森林では、地すべりを引き起こし易いため、防災上の危険があることはもちろん、巨大な裸地が生じ、地すべり対策施工が行われれば、景観上好ましくありません。

平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震及び豪雨により、山腹においては地すべりが多数発生しました。多くの場所で法枠工により復旧が進められましたが、自然景観は大きく変容しています。植生が回復し、景観支障がなくなるまではしばらく時間を要すると考えられます。

河川は山地のV字谷の源流域から下流域に至るまで、重要な自然的景観要素として位置づけられるものです。阿蘇地域は年間降水量が多い地域であり、過去には昭和28年の6.26大水害、近年では平成24年と平成28年に豪雨災害が発生しています。こうしたことから、防災上、砂防堰堤や強力な護岸施工、定期的な河床の土砂撤去を行う必要があり、景観形成との両立は難しくなっています。

(2) 農業集落の暮らしの景観保全

段丘状に配置された農地の一角に暗い色彩の切妻屋根の山型の形状の屋根で統一された民家が立ち並ぶ風景や寺社周辺の集落風景は、先人たちの手によりつくられ、守られ、継承されてきたものですが、熊本市近郊地域の農地や集落と比較しても特異性があるため、現在において、村内外の人を魅了する優れた景観の一つとなっています。しかし、少しずつ陸屋根等の都会的な住宅が増えてきており、農村集落の風景は、都市化や世代交代の中で容易に失われていく恐れがあります。

保木下井手・琵琶の首井手・上川原井手・白川東・白川西・新井手からなる「南阿蘇村の疏水群」は、現在でも地域の産業基盤を支える農業用水路として、約300年にわたり脈々と地域住民により維持管理されています。1667年、肥後細川藩から南郷中用水方定役に任ぜられた片山嘉左衛門による保木下井手の開削に端を発するものですが、その後四代にわたり開削されたものです。また、喜多のため池、下野のため池は、1853年、布田手永御庄屋の矢野甚兵衛の陣頭指揮により整備されたも

のです。これらの水路やため池は、それ自体が重要な遺産といえるものですが、当時の技術や苦勞の跡は、できる限り保全していく必要があります。僅かですが、農業用水路でも、石積の護岸やかつて洗い場に利用されていた形が残っている場所があります。このような場所も、その地点だけではなく、周囲から景観保全や再形成をしていくことが望まれます。

（3）阿蘇の景観の再認識

阿蘇五岳や外輪山を除く南阿蘇村の土地は、大部分が民有地であるため、そこにおける景観形成は、多くが住民や土地の所有者等に委ねられています。景観づくりの第1歩は、住民の皆様が地域や村の景観の素晴らしさを改めて認識することから始まります。良さや希少性に気づいて初めて、好ましくないものにも気づきます。都市住民から見れば、村内には地域住民の皆様が気付かない魅力的な景観資源はたくさんありますが、永く南阿蘇村に住み、周りの景観に見慣れていると、良さや希少性に気づかなくなり、このため、良さが容易に壊されてしまうことになることがあります。

村民が一体となって地域の良好な景観を守り、育て、新たにつくりだすことは、村民の地域への愛着や誇りを育むことにつながります。また、景観形成は地域の魅力を高めることにもつながります。地域の魅力向上により、農作物等地域の生産物のブランド力が生まれ、交流人口や定住人口の拡大にも寄与すると考えられます。このように景観形成は、産業、観光、その他の地域振興に大きな役割を担い、地域全体の相対的価値を高めることにつながることが期待できます。

こうしたことを認識した上で、世界文化遺産登録候補地として、小さな1つ1つの景観要素に気を配ること、地域で景観要素毎にデザインを揃えること、修景を図ること等の取組が求められます。

（4）世界文化遺産登録を目指す景観形成

阿蘇地域はカルデラ特有の地形のため、中央火口丘群や外輪山の山腹から地域全体を見渡すことができますが、これは、景観形成を考えるにあたって、全ての場所において景観に配慮する必要があります。火山や草原とその周辺のみを景観を保全・形成していても十分ではないことを意味しています。

本村においては、熊本地震からの復興で、急速に道路等の公共施設及び住家の復旧が進み、また、近年の再生可能エネルギー導入推進により、野立型太陽光施設の設置が進んでいます。世界文化遺産登録を目指す姿に逆行しないよう、早期の適切な景観誘導が求められています。

文化財保護法では、文化的景観について、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地でわが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されており、かつては、人々の生活において、火山、草原、森林、集落、耕地すべてが生業に必要であったもので、生きるための営みにより形成された景観であると言えます。現在では、森林についてはそのような役割を終え、スギ・ヒノキ人工林に置き換えられ、草原については、畜産業の衰退により、放牧頭数は減少しており、野焼き面積もかつての半分以下となっています。集落及び耕地については、近代化により、かつての風景は失われてきていま

す。

世界文化遺産登録を目指す地域として、課題は山積であり、現在の景観対策の在り方は大きな転換を迫られています。

第3章 景観形成の理念と基本方針

1 阿蘇地域の景観形成における共通理念

阿蘇の環境は、カルデラ火山という数十万年に渡る自然の営為による基盤の上に、数千年を超えて草原の広がりによって代表される人々の営為が積層し、今なお阿蘇の各地において創意ある手入れが重ねられることによって成り立っています。その背景には、自然、歴史、文化、社会、産業のすべてが有機的に結びついて共生している固有の「つながり」があります。

阿蘇における「つながり」は、自然との共生、生命や生態系の連鎖、歴史や文化の継承、水や物質の循環、地域社会での支え合い、様々な連携などの意味を含んでおり、その強さや充実は結果として、固有の「文化的景観」となって現れています。

阿蘇の景観は、人々が厳しい自然とともに暮らす中で、独自の文化や産業を生み出し環境を育んできた、カルデラ火山との共生、すなわち「つながり」が保たれている表れです。

「阿蘇」を誇りに思う私たちは、このような「つながり」の景観を再認識し、歳月を経て築かれ先人から受け継がれてきた阿蘇の全体景観を、表面的ではない総体の環境として捉え、地域のみならず我が国の貴重な共有財産として、地域の協働によって守り、時世代に継承していきます。

また、行政や多くの関係者とともに阿蘇の魅力を村づくりに活かし、阿蘇地域に住む人、訪れる人の感性を育て、暮らしを豊かにしていく、阿蘇地域ならではの景観づくりを行っていく実践活動を展開し支援していきます。

この実践は、人と自然との共生にまつわる「つながり」の文化を育んでいく参画意識の中で続けていき、住む人、訪れる人、活動に係る人や組織に至るまで、相互に理解と感謝、協力と支援の輪がより大きく強くなるよう進めていき、地域活性化につなげていきます。

2. 阿蘇地域の景観形成における基本方針

前項の「共通理念」の実現に向けて、「『つながり』の景観をまもる・活かす・伝える」という観点から、阿蘇地域ならではの景観作りを推進していくものとします。以下、共通理念の具体的方向性について示します。

(1) 「つながり」の景観をまもる

・先人たちが大切にしてきた、九州の水がめと称される豊かな水資源、カルデラを中心とした広大な草原や森林、山岳信仰や農耕に関する歴史と文化、地域で営まれ

ている生活など、阿蘇地域の景観を支えている様々な要素を保全します。

- ・阿蘇地域特有の美しく変化に富む景観を地域の暮らしと自然との共生の表れとして、一体的に捉え、自然の恵みを活かしながら持続的に維持していく仕組みを整えて取り組んでいきます。

- ・火山に対する畏敬（いけい）の念を基盤とし、地域によって継承されてきた伝統行事や風習なども阿蘇地域の景観を構成する要素と捉え、地域ぐるみでそれらを支えていくために、価値観を共有できる機会を充実させつつ、地域の自然と歴史的景観を保全します。

（２）「つながり」の景観を活かす

- ・受け継がれてきた自然環境を背景に、各地域固有の暮らしの姿や文化を活かし、住民や訪れた人にとって親しみやすい取り組みを進めます。

- ・自然や歴史に関連する景観を活かした取り組みを展開していくことで、各地域の魅力資源やその周辺の演出を行います。

- ・住み続けたいくなる、訪れたいくなる地域を目指し、阿蘇の魅力を活性化に活かしつつ、より良好に維持していくための共通認識を広げます。

（３）「つながり」の景観を伝える

- ・阿蘇の文化的景観を守り、活かし、伝える一つのキーワードとして「景観」を捉え、阿蘇の景観に対する地域住民の理解を深め、村づくりの推進拡大を目指し、地域の活性化に役立てていく意識と意欲を育てます。

- ・景観づくりを農林畜産業や商工業に関連したブランド価値を高めていく取り組みにつなぎ、地域の産業発展とともに文化的景観の意味を強調していきます。

- ・また訪れたい地域となるよう、来訪者に驚きと感動を与える阿蘇地域の環境を伝え、観光振興策と一体となった取り組みとして具体的に展開していきます。

3 南阿蘇村の景観づくり基本方針

村民が一体となって地域の良好な景観を守り、育て、新たにつくりだすことは、村民の地域への愛着や誇りを育むことにつながります。また、景観形成は地域の魅力を高めることにもつながります。地域の魅力が向上すれば、農作物等地域の生産物のブランド力も高めることができ、交流人口や定住人口の拡大にも寄与すると考えられます。こうして、景観形成は、産業、観光、その他の地域振興に大きな役割を担うものとなり、地域全体の相対的価値を高めることが期待できます。

阿蘇地域では、景観形成の最終的な目標として、世界文化遺産登録を目指していますが、このためには、世界文化遺産候補地の中で生活するという住民のアイデンティティを確立し、住民が世界文化遺産を適切に管理する責務を有しているという意識を醸成していくことが重要となります。

こうした方向性を着実に推進していくため、次のとおり基本方針を定めます。

（１）景観の骨格となる自然を守り、育て、活かす

南阿蘇村の特徴である、阿蘇五岳を中心に広がる南郷谷と外輪山からなる地形

とそこにある植生は、それ自体が良好な景観資源として、村の基盤を形成します。建物、工作物等、様々な景観構成要素を設置する場合において、眺望をできるだけ遮らないようその背景として、活用します。身近に存在する樹木、小規模森林、土羽の法面の草、緑豊かな水路は、保全し、建築物や工作物の修景要素又は引き立てる要素として活用します。

南阿蘇地域は豊かな緑と水に恵まれており、この緑の織り成すモザイク模様、白川とその支流、多くの水源の水辺景観は、豊かな自然環境の雰囲気醸し、住む人に潤いと安らぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える南阿蘇地域の特徴的な景観となっています。このような、植生、水辺景観については適切に保全し、湧水やせせらぎなど、生活とともにある水の風景を育みます。

(2) 南郷谷や山麓に広がる耕作地や集落の暮らしの景観を守り、育てる

南郷谷では、稲作を中心とした土地利用型農業が発達し、阿蘇らしい農村景観が広がっています。このような「農」を感じることでできる景観は、阿蘇の人々が永きに亘って築いてきた生活の風景であり、固有な風土の中で形成されてきた風景ともいえます。重要な景観資源であることから、農業振興施策等との連携を図りながら、昔ながらの景観の良さを維持し、生活と調和した農村景観を育ていくものとします。

そのため、耕作地周辺に設置する建築物や工作物については、農村景観と調和のとれたものとします。

また、村内にわずかに残る石垣水路、石で組まれた洗い場や水くみ場等は、その周囲から保全し、修景を図ります。

(3) カルデラ地形の連なりと阿蘇を印象づける眺望を守り、育てる

南阿蘇地域から見上げる阿蘇五岳・外輪山の雄大な仰瞰景（ぎょうかんけい）は、阿蘇地域特有のものであり、また、周囲を阿蘇五岳・外輪山によって囲まれている為、これらの山上・山腹からは南阿蘇地域を一望する俯瞰景（ふかんけい）は、南阿蘇地域を特徴付ける重要な景観の一つであり、仰瞰景、俯瞰景、どちらも住む人のみならず訪れる人の心に阿蘇地域全体のイメージとして強く印象づけられるものです。

このため、建築物や工作物を設置する際には、様々な眺望点からの景観に配慮し、周辺景観との調和を図っていくものとします。

(4) 南阿蘇村固有の歴史・文化資源とその周辺環境を守り、育てる

南阿蘇村内には、歴史ある伝統芸能の場が今なお農耕など人々の暮らしと密接に関係しながら、南阿蘇村の個性を形づくる歴史・文化資源として数多く存在しています。それぞれに文化の拠点には、神社や記念碑などが存在します。こうした場所について、貴重な景観資源として周囲を含めて保全し、住む人に郷土への誇りと愛着を育むとともに、後世へと受け継いでいきます。

南阿蘇地域の国道・県道沿い等には古くから集落があり、地域住民の生活の場となっており、文化とアメニティあふれる良好な景観の形成を通じ、地域生活環境の向上を図るものとします。

4 景観計画区域の設定

(1) 景観計画の区域

南阿蘇は、阿蘇中央火口丘群や南外輪山の道路から、南阿蘇全域を見渡せる地形を有しています。そのため、それらの良好な眺望景観を維持するために、南阿蘇村全域を景観計画区域として設定します。

(2) 特定施設届出地区の指定

景観計画区域のうち、建築物、工作物が集積し、又は集積する恐れがあり、景観形成を図る必要があると認められる以下の幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として定めます。

名称	国道57号
始点	大津町と南阿蘇村の境界
終点	南阿蘇と阿蘇市の境界
区域	路端から両側20メートル以内

(3) 景観形成地域

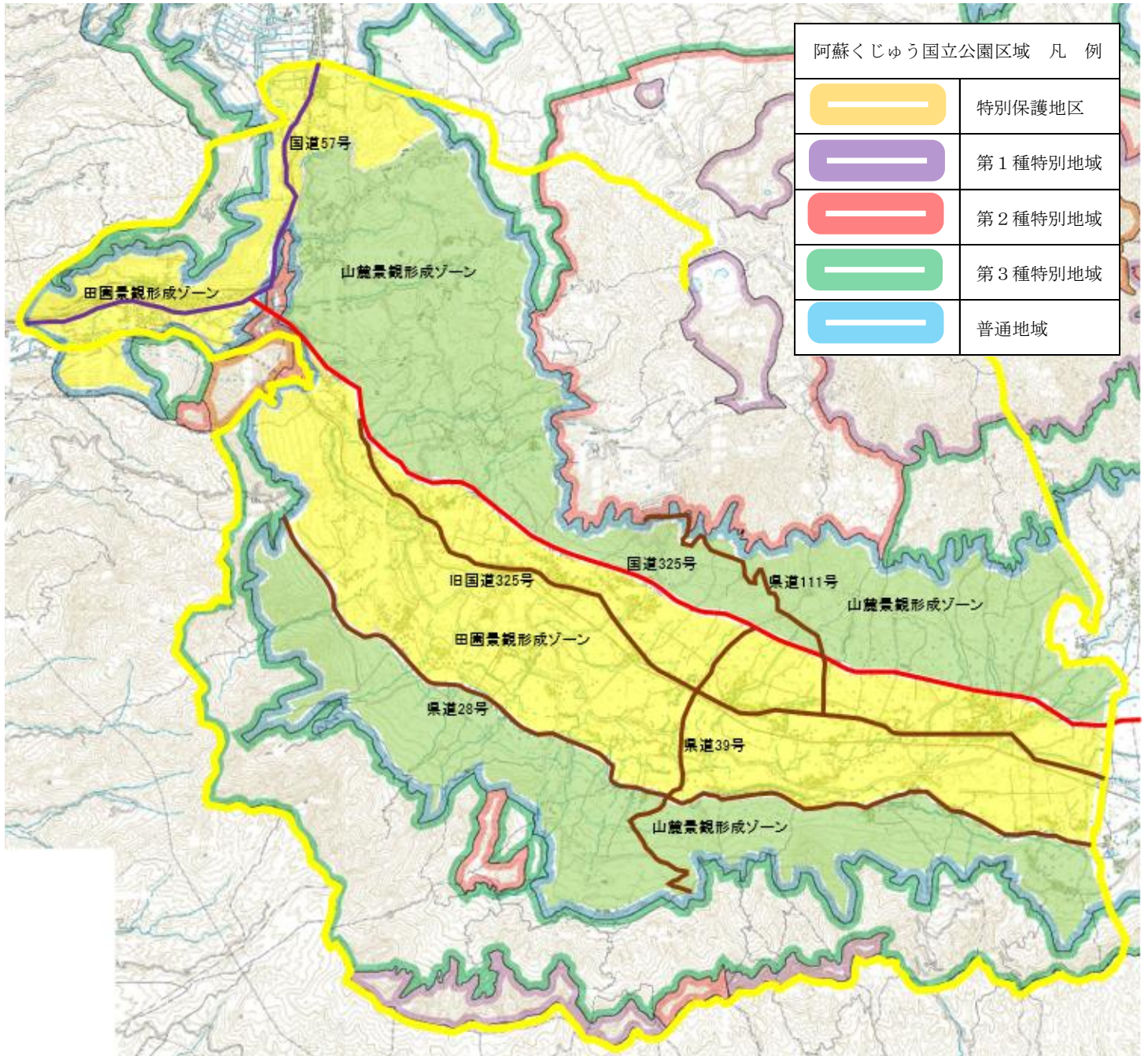
南阿蘇村景観形成地域の区域は次のとおりとします。

南阿蘇全域のうち、自然公園法に基づき指定された阿蘇くじゅう国立公園の普通地域全域
--

南阿蘇地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案し、南阿蘇村景観形成地域に、沿道景観形成ゾーン（A-1、A-2）、田園景観形成ゾーン、山麓景観形成ゾーンを設定します。それぞれのゾーンの範囲は次のとおりとします。（別図：南阿蘇村景観形成地域図）

沿道景観形成ゾーン (A-1)	景観形成 地域のう ち右の道 路沿線	・国道325号
沿道景観形成ゾーン (A-2)		・県道28号（熊本高森線） ・旧国道325号 ・県道111号（阿蘇吉田線：普通地域の範囲） ・県道39号（矢部阿蘇公園線）とそれに接続しているグリーンロード南阿蘇
山麓景観形成ゾーン	景観形成 地域のう ち右の範 囲にある 地域	・国道325号より北側の範囲 ・県道28号よりも南側の範囲 （田園景観形成ゾーンを除く範囲）
田園景観形成ゾーン		・大字立野及び大字下野 ・国道325号と県道28号に挟まれる範囲 （山麓景観形成ゾーンを除く範囲）

阿蘇くじゅう国立公園区域と南阿蘇村景観計画区域



	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

	景観計画区域（南阿蘇村行政界）		
	特定施設届出地区	国号57号の路端から両側20m以内	
	沿道景観形成ゾーン A-1	国道325号	
	沿道景観形成ゾーン A-2	旧国道325号、県道28号 県道39号、県道111号	
	景観形成地域	山麓景観形成ゾーン	国道325号より北側の範囲 県道28号より南側の範囲
		田園景観形成ゾーン	国道325号と県道28号に挟まれる範囲、大字立野及び大字下野

(4) 重点的景観形成地域

景観計画区域のうち、特に農村風景が保全されている地域、幾つもの景勝地や観光施設が密集する地域に、重要文化財の存する地域などの景観を適切に保全又は景観形成を行っていくため、重点的景観形成取組地域として、文化的景観形成地域、農村景観形成地域、自然景観形成地域、観光地景観形成地域を設定します。設定された地域については、地域住民との合意形成により独自の景観形成基準を定めます。

本計画の策定日現在で指定地域はありませんが、候補地として次の地域を例示します。

重点的景観形成地域（候補地）

指定地域名	主要な景観構成要素	指定範囲
文化的景観形成地域 (長野地区)	長野岩戸神楽殿 長野神社 地獄垂玉温泉 阿蘇地獄 池の窪牧野	長野十字路から池の窪牧野に至るまでの道路から望見される（将来にわたり望見される可能性のある範囲を含む。）300メートルの範囲
農村景観形成地域 (両井地区)	等高線に沿って配置された水田 集落 中郷神社	県道28号の竹崎交差点から高森町行政境界までの区間で、県道28号から望見される（将来にわたり望見される可能性のある範囲を含む。）300メートルの範囲
自然景観形成地域 (立野・黒川・栃木地区)	立野峡谷 北向山原始林 立野ダム 東海大学震災遺構 柱状節理	立野区、立野駅区、赤水区、下野区、黒川区、栃木区の地域のうち国道57号、国道325号（旧道含む。）、登山道路赤水線、県道河陰阿蘇線、草千里浜栃木線から望見される（将来にわたり望見される可能性のある範囲を含む。）300メートルの範囲
観光地景観形成地域 (道の駅・四季の森・アスペクター帯地域)	道の駅あそ望の郷 柏木谷遺跡 四季の森 アスペクター グリーンピア南阿蘇 恐ヶ淵 十六羅漢 石垣水路	・あそ望の郷、四季の森、アスペクター、恐ヶ淵一帯地域のうち主要道路から望見される範囲（将来にわたり望見される可能性のある範囲を含む。）
観光地景観形成地域 (白川地区)	白川水源 白川吉見神社 物産館「自然庵」 白川水源駅 水加工場はくすい	白川区の旧国道325号のうち俱利伽羅川との交差点から白川との交差点までの区間で旧国道325号から望見される（将来にわたり望見される可能性のある範囲を含む。）300メートルの範囲

5 景観区域別の基本方針

(1) 景観形成地域

①沿道景観形成ゾーン（A1）

この地区は、リゾート地域として開発が見込まれる南阿蘇地域の主要幹線道路の沿道ゾーンであり、ここからの景観は南阿蘇地域全体の印象を左右するもので、阿蘇五岳、南外輪山を望むのに適した眺望点が多く存在し、今後バイパスの延伸、リゾート施設の開発が進むにつれて、沿道サービス施設や各種商業施設の立地が進展するものと予想されます。

このため、阿蘇五岳、南外輪山への眺望を大事にしながら、リゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図るものとします。

具体的なイメージとしては、「雄大に広がる田園景観や山麓景観、阿蘇五岳及び外輪山を背景として、沿道サービス施設等が点々と立地し、建築物等は道路からできるだけ後退して余裕空間を確保し、樹木や草花等によりゆとりと安らぎが演出されたものであり、建物等の高さも阿蘇五岳等への眺望を損なわないような高さに配慮されており、意匠、色彩についてもこの地域の基調を十分意識したものとになっていることが望まれます。そして全体として、阿蘇五岳等への視野的広がり確保した中に、豊かで質の高い緑に囲まれた建築物等がゆとりをもって立地しているような地域」を目指して景観形成を図るものとします。

②沿道景観形成ゾーン（A2）

この地区は、南阿蘇地域内の幹線道路の沿道であり、これらの路線には多くの既存集落があって、地域住民の生活と密着した地区であるとともに、リゾート開発の進展とともに、リゾート客と地域住民とが交流する大事な地区となるものである。

このため、地域住民の協力を得つつ、地域の生活環境の向上という観点を大事にしながら、落ち着いた中にも潤いと明るさのある街並みを息長く形成していくものとする。

具体的なイメージとしては、「建築物等はゆったりと敷地がとられ、連続している場合でも少なくとも道路側には余裕空間がとられて建てられており、それらの余裕空間には樹木や草花が植栽されている。そして建築物等のデザイン、色彩については、基調が落ち着いたものに統一され、高さについても圧迫感がないように配慮されている地域」を目指して景観形成を図るものとする。

③山麓景観形成ゾーン

このゾーンは、阿蘇五岳及び南外輪山の山すその傾斜地で、豊かな樹林と採草放牧地等からなり、田園景観形成ゾーンと並んで南郷谷における緑豊かな印象をつくりだしている重要な地域であると同時に、リゾート開発の可能性の高いゾーンです。

このため緑豊かな現景観の基調を保全しながら、リゾート地らしいゆとりと統一感のある景観形成を図るものとします。

具体的なイメージとしては、「ゾーンの外から眺望した場合、樹林の中に適度

な密度で、規模、高さ、意匠・色彩等について周辺の樹林及び背景となる阿蘇五岳や南外輪山等との調和に配慮した建築物等が散在・立地し、全体として緑豊かな基調が損なわれないような開発がなされている地域とします。また、開発地内の景観としては、個々の施設がゆったりした敷地内に立地し、周囲には既存樹林が残されているか又は郷土樹種等による植栽がなされており、域内道路からの景観にも配慮されている。そして施設のデザインや色彩についても周囲の基調に配慮し、統一感を損なわないようなものとなっているなど、リゾート地らしいゆとりと統一感があり、自然と調和した地域」を目指して景観形成を図るものとします。

④田園景観形成ゾーン

このゾーンは、南郷谷中央の平坦地に位置する水田・畑地とそれに囲まれる農村集落等からなり、地域住民の主要な生活の場であると同時に、南郷谷における緑豊かな背景を構成する重要なゾーンです。

このため、地域の生活環境の向上に努めながら、緑豊かな現景観の基調を保全・創造する方向で景観形成を図るものとします。

具体的なイメージとしては、「ゾーンの外から眺望した場合、田園の広がりの中に屋敷林等に囲まれた集落等が散在しており、全体として基調色である緑の中に溶け込んでいるような地域とします。また集落内の景観としては、意匠・形態等の基調が統一された建築物等がゆったりとした敷地内に立地し、その周囲には樹木や草花が植栽されており、名所・旧跡等も地域住民の生活の中に生き生きと根付いているなど、住民が自然や歴史を大切にしながら、豊かに暮らしていることが感じられるような地域」を目指して景観形成を図るものとします。

(2) 重点的景観形成取組地域

本計画の策定日現在において、重点的景観形成取組地域に指定はありませんが、以下の地域を指定した場合について、景観形成の取組の方向性について例示します。

①文化的景観形成取組地域（長野地域）

長野地域には、長野岩戸神楽殿と長野阿蘇神社があります。長野岩戸神楽は、300年以上続く国選択無形民俗文化財の指定を受けている伝統芸能で、毎年、5月と10月に長野神社で開催される例大祭で、五穀豊穰と集落の安全を願い神楽が奉納されています。高さ10メートルを越す竹竿に登って鬼面の荒神らが舞う「天王注連（てんのうしめ）」は、全国的にも珍しい神楽です。

また、長野岩戸神楽殿からさらに村道垂玉・地獄線を北上すると200年以上の歴史ある地獄温泉・垂玉温泉に行き着きます。ここでは、金龍(山)の滝と広葉樹の緑、秋には紅葉を楽しむことができます。さらに北上する位置に、阿蘇地獄、ジオサイトの池の窪牧野があります。

長野地区の集落では、切妻屋根の歴史的意匠を持つ住宅が多く、また、長野神社周辺の民家の宅地擁壁には、石積みがよく見られます。また、地獄・垂玉温泉までの道程でも法面に石積みが見られ、桜やカエデの並木も形成されています。

平成28年熊本地震の後6月豪雨により垂玉川が氾濫したため、長野神社の背後には、巨大な砂防堰堤が建設されています。

この地域では、今後、既存の石垣や並木を保全していくとともに、建築物では切妻屋根等の採用を推奨し、連続性のある建築物や塀の並びを推奨し、神社、神楽の雰囲気や地域全体で感じられるような地区の個性を活かした特色のあるまちなみの修景・整備を目指します。太陽光発電設備等の工作物については、村道垂玉・地獄線から目立たないように設置することを基本とします。

道路整備等の公共工事では、村道垂玉・地獄線から視認される場所については、法面を土羽で仕上げることを基本とし、不可能な場合には緑化可能な法柵工、植生工、自然石による石積施工について検討することとします。外灯等の設置の際には、歴史性の感じられるデザインを検討します。

②農村景観形成取組地域（両併地区）

高森町との町村境に位置する両併地区には、南外輪山の山腹に等高線に沿って並んだ農地が形成されています。農地の間に点在する住宅についても、切妻屋根を中心とした意匠で統一感とゆとりが感じられるものとなっています。村内では、多くの農地が区画整理により整形・均一な農地に生まれ変わりましたが、両併地区の農地は不整形な形のまま管理されており、県道28号から南外輪山を見上げる風景は、貴重な景観となっています。また、28号から中央火口丘群へ望む風景も、村内では珍しく段丘状ではない見渡しの良い平坦な農地が広がる風景となっています。特に阿蘇中央火口丘群を背景として広大な農地の中にポツンと佇む中郷神社は印象深い景観を作っています。

この地域では、現在の近景から遠景までを全て保全するとともに、建築物等の設置に当たっては、農村風景に調和するよう切妻屋根等のデザインを推奨します。また、県道28号沿線に設置する建築物の場合は、背景の山々の眺望を阻害しないよう、できる限り道路から後退させて設置するものとし、塀を設置する場合には生垣を推奨します。太陽光発電設備等の工作物については、県道28号から目立たないように設置することを基本とします。

農地等災害復旧や道路整備等の公共工事では、県道28号から視認できる場所の法面施工の場合には、法面を蛇籠や土羽で仕上げることを基本とし、不可能な場合には緑化可能な法柵工、植生工の実施、輝度が低い又はエイジングし易いブロックを用いることとします。

③自然景観形成取組地域（立野・黒川・栃木地区）

立野・黒川・栃木地区では、立野峡谷と北向山原始林の巨大なスケールの地形とそれらの樹木や岩石などが四季に織りなす自然のダイナミズムを感じることができます。立野峡谷と北向山原始林はそれぞれジオサイトと国指定天然記念物となっています。立野峡谷には、柱状節理、数鹿流ヶ滝、鮎返りの滝など多くの滝があります。東海大学の旧校舎は震災遺構として見学できるようになっています。多くの展望所が設置されており、ヨ・ミユールからは、熊本市、有明海、雲仙普賢岳まで見渡すことができます。東海大学阿蘇校舎には300メートルにもわたる樹齢100年以上のケヤキ並木があり、晩秋には美しい紅葉を見せます。立野

峡谷には立野ダムの建設が進んでおり、将来新たな展望スポットとなります。周囲の地域まで含めると、ホテル、旅館、ペンション、温泉施設、観光施設、ゴルフ場などの観光施設は、阿蘇地域の中で特に多い地域でもあります。

この地域は、平成28年熊本地震で特に大きな被害を受けている地域でもあります。そのため復旧事業において、道路の新設が行われ、それに伴ってコンクリート擁壁がたくさん生じています。道路だけでなく、大きな駐車場も整備されており、アスファルトの路面が大きな面積を占めています。また、震災当時までたくさんあった学生アパート等は殆どが解体され、空地がたくさん生じています。

この地域の魅力を一層高めていくために、立野峡谷及び北向山原始林を景観軸とし、既存の緑を活かし、建築物等の意匠及び色彩は、これらの自然景観に調和したものとしていくこととします。また、主要道路の沿線を中心に、新たな景観阻害となるものの設置を抑制していくことはもちろん、良好な景観を阻害する既存要素の改善、既存樹木の保存、植樹等による修景を積極的に行っていくこととします。

④観光地景観形成取組地域（道の駅周辺地域）

地域内には、道の駅あそ望の郷がありますが、ここは村内でもたくさんの観光客が訪れる場所の1つです。ここからは、中央火口丘群全体と南郷谷の農地の広がりを見渡すことができます。道の駅や四季の森の建築物は、デザイン性に優れ、周囲の自然の農村風景と調和したものとなっています。南外輪山中腹には、リゾートホテル（ホテルグリーンピア南阿蘇）があり、ここからも、阿蘇五岳の絶景と裾野に広がるのどかな田園風景を見渡すことができます。また、国内最大級の野外劇場アスペクタも、南外輪山の雄大な自然の中に佇んでいます。他にも柏木谷遺跡、恐ヶ淵、十六羅漢等の見どころが存在します。道の駅周辺の農地には、そばが栽培されているところが多く、夏には白い花が一面に広がる風景が見られます。この他、複数の井手が東西に流れており、水路の流れを眺めながら散策できる散策道としてのポテンシャルを有する道路区間は数多く存在します。一部には、石垣で作られた水路区間も存在し、周囲の樹木や屋敷とともに村内でも数少ない優れた景観の1つとなっています。

この地域では、現存する優れた景観素材と自然を保全し、建築物等の設置の際には、中央火口丘群の眺望を阻害しないように配慮し、周囲の景観及び建築物と調和するようにします。また、建築物等は、道路からできる限り後退させた位置に設置するようにします。

公共工事では、観光地として、周囲の自然素材を活かしつつ、周囲の環境と調和し、デザイン性の高い素材を使用していくこととします。特に水路沿いの道路整備の際は、散策路としてのポテンシャルを損なわないよう配慮することとします。

⑤観光地景観形成取組地域（白川水源周辺地域）

白川水源周辺地域には、白川水源、白川吉見神社、物産館「自然庵」、水加工場はくすい、白川水源駅があります。白川水源は、南阿蘇村の主要な観光地となっています。物産館「自然庵」、水加工場はくすい、白川水源駅の建物は、観光

地としてデザイン性の高い意匠となっています。水加工場はくすい及び周辺の宅地擁壁には、自然石が使用されているところが多くみられますが、水加工場はくすい等の擁壁では、化粧積ブロックが使用されています。化粧積ブロックは、現在ではエイジングがかかり、観光地として違和感のない景観要素となっています。

白川水源駅からは、ホーム南側に広がる水田と南外輪山を見渡すことができます。水田の農道は区画整理により整備されており、南外輪山の緑と白川や下野川の清冽な流れを眺めながら散策できる道路としてのポテンシャルを有しています。

この地域では、建築物等については、観光地として周囲の景観と調和することとします。公共工事の際には、擁壁については石積、歩道については石畳等の使用等により、観光振興を図るにふさわしい素材、形態・意匠、色彩とすることとし、地域の魅力を高めていくようにします。特に、白川、下野川、水路等について、工事を実施する場合には、水環境の自然の豊かさ、潤い、清らかさを感じることができるよう配慮することとします。

第4章 景観形成を支える指針等

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

景観法第8条第2項第4号の規定に基づき、地域の自然や歴史、文化、生活等から見て、地域の景観上の特徴を有し、地域の景観を形成する上で重要と認められ、所有者の合意を得た建造物や樹木について、景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること3 所有者の同意又は合意があること4 建造物（建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）については、建造物の所有者が公共財として認め、村民誰もの使用を妨げないものであること。 |
|---|

2 屋外広告物の制限に関する事項

景観法第8条第2項第4号イの規定に基づく「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について、当面は引き続き熊本県屋外広告物条例に基づく基準により規制を図るものとしませんが、屋外広告物が良好な景観の形成に与える影響を考慮し、適正な指導・助言により色彩やデザインなどができる限り周辺景観に配慮されたものになるよう景観誘導を図ります。

・山地や里山、農地などでは、屋外広告物の掲出数を最小限にとどめるよう配慮す

- る。
- ・住宅地や集落地では、設置位置や大きさ、高さ、色彩等について配慮するとともに、建築物やその他の工作物との調和を図る。
- ・水源地や河川沿岸では、水辺環境と調和するよう設置位置や大きさ、高さ、色彩などについて配慮する。
- ・道路軸の沿道では、設置位置や大きさ、高さ、色彩などについて配慮する。
- ・重点的景観形成取組み地域などの特色ある景観を有する地域では、地域特有のイメージを阻害しないよう、素材・デザイン、設置位置などにおいて配慮する。

3 指定眺望地点及び主要道路の選定

阿蘇カルデラ床にある地域は、阿蘇中央火口丘群、外輪山から全体を見渡すことができます。そのため、それらの眺望地点からの景観に配慮する必要があります。また、南阿蘇の段丘上の地形のため道路からも広く村内を見渡すことができます。

良好な眺望景観が見られる場所や道路を、眺望ポイントとして指定し、特に大規模開発行為に該当する場合や野立型太陽光発電設備を設置する場合には、これらの眺望地点からの見え方に配慮するものとします。

指定眺望地点

阿蘇中央火口丘群側	南阿蘇パノラマライン展望所 烏帽子岳山頂
南外輪山側	観音桜展望台 グリーンロード南阿蘇展望所 俵山展望所 南外輪山大矢野岳眺望地点
その他の場所	ヨ・ミュール展望所 道の駅あそ望の郷くぎの 立野ダム展望所

主要道路

国道、県道、旧国道325号

4 景観重要公共施設の指定

道路、河川、都市公園等の公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。景観法では、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることを可能とするため、景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることができるとされています（法第8条第2項第4号ロ、ハ政令第2条）。

整備に関する事項は、当該景観重要公共施設の整備に当たって、景観上配慮すべき事項について定めるものであり、占用等の許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるものです。

例えば、整備に関する事項の例では、駅周辺等において風格のある道路整備を行う場合に、街灯や舗装等を景観に配慮したものとすることや、占用等の許可の基準の例では、地域に親しまれる緑豊かな公園において、緑と調和した良好な景観の形成を図るために、公園管理者以外の者が設置する建築物、工作物その他の物件の形

態意匠や高さ等の基準を定めることが挙げられます。

整備に関する事項が定められた場合には、その整備は、景観計画に即して行われる必要があります（法第47条）、また、占用等の許可の基準が定められた場合には、占用等を行う際、その基準に適合する必要があるため（法第49条～第54条）、これにより効果的に良好な景観の形成を図ることが可能となっています。

また、景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（景観重要道路）については、景観重要道路の良好な景観の形成を促進する観点から、景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るために必要な場合に、電線共同溝を整備すべき道路として指定が可能となる特例があります（法第48条）。

なお、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定める際には、当該公共施設管理者が景観行政団体である場合を除き、景観行政団体は、あらかじめ、当該景観重要公共施設の管理者に協議し、同意を得る必要がある（法第9条第4項）とともに、景観重要公共施設の種類に応じて、一定の公共施設の整備又は管理に関する方針や計画（事業分野ごとの整備計画等）へ適合する必要があります（法第8条第9項、政令第6項）。

南阿蘇村内で、良好な景観が広がる地域では、建築物のみならず、道路や公園、河川等の公共施設が景観形成に与える影響は非常に大きいと考えられる場合には、景観を保全するため、景観重要公共施設の指定について検討します。

5 分譲地の開発指針

村は、移住・定住促進に取り組んでおり、転入希望者は数多くいます。また、優れた展望を有する場所がいくつも存在するため、別荘地としての需要も高くなっています。このため、村内には別荘地や分譲地が幾つも存在し、その多くが山麓景観形成地域に設置されています。阿蘇くじゅう国立公園の第2種又は第3種特別地域内にも別荘地がみられます。

山麓景観形成地域や第3種特別地域内に設置される分譲地や別荘地は、国道325号や県道28号の沿道景観形成地域等から視認される場合には、色彩、意匠に配慮するか、または樹木により望見できないように、植樹や既存樹木を残す工夫が必要となります。

分譲地及び別荘地の開発に当たっては、山麓景観形成地域又は国立公園特別地域における別荘地、分譲地開発における建築物の設置にあつては、次の点に留意することとします。

- ・できる限り沿道景観形成地域から望見されない場所とすること。
- ・沿道景観形成地域から望見できる場合には、既存樹木を活用するか、または、植林を行うこと。
- ・沿道景観形成地域から望見できる場合で、樹木による遮蔽が困難な場合には、建物の色彩、意匠に配慮すること。

第5章 公共事業等における景観形成指針

1 目的

村土の景観は、公共的空間と私的空間における景観形成活動により形成されますが、取り分け公共的空間は人々の活動や触れ合いの多い空間であり、地域の環境を形成する上で極めて大きな役割を有しており、公共的空間における公共事業等の実施に当たっては、地域に応じた景観的配慮を行い、村土の景観形成を図る上で先導的役割を担う必要があります。

このため、村土の景観形成に著しい影響を及ぼす公共事業等について、景観形成のための指針を定めるものとします。

2 適用の範囲

この指針は、村内で実施される「5 施設別景観形成指針」に掲げる施設の公共事業等について適用するものとします。ただし、景観形成のための配慮の度合いについては、事業場所の景観計画区域区分、地域の実情、景観形成に及ぼす影響を勘案し、適切な適用に努めるものとします。

3 基本的事項

村内で行われている公共事業は、広範多岐にわたっており、この公共事業の在り方が村土の優れた景観形成にとって、大きな役割を果たすものと考えられます。設置しようとする構造物の規模を勘案し、対象構造物に求められる景観的役割を的確に捉え、強調法、融和法、消去法のそれぞれについて検討することが必要となります。

従って、公共事業等について、村土の景観形成を図る上での基本的な事項は次のとおりとします。

- 1 公共事業、公共施設の建設等に当たってはユニバーサルデザインの視点に配慮したうえで、景観計画区域区分に応じた指導基準を遵守する。
- 2 指定眺望地点からの視認性に配慮するとともに、見る人にとって周囲と調和した美しさを感じさせるよう配慮する。
- 3 地域の個性を生かした文化の香り高いものを目指す。
- 4 周囲との調和及び事業間の境界領域における調和に配慮する。特に、石積みなど素材や形状に特徴がある場合には、整備対象施設に同様な護岸工法を採用するなど、一体感のある景観形成に配慮する。
- 5 親水・親緑空間について配慮する。
- 6 将来の維持管理について配慮する。

4 共通事項

施設別景観形成指針の共通事項は、次のとおりとします。

- のり面

のり面は、地形、視点場等を配慮して、できるだけ周囲と調和する構造及び形態とし、緑化に努める。なお、安全上やむを得ず発生するのり面覆工については、できる限り緑化に努め、周辺との調和に配慮する。

- 擁壁

擁壁の形態は、周辺と調和するように配慮するものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。

- 護岸

護岸の構造及び形態は、地域の特性を生かした親水空間の確保や周辺との調和に配慮したものとし、材料はできるだけ自然と調和したものを使用するとともに、必要に応じて周囲を緑化し、周辺との調和に配慮する。

- 防護柵

防護柵の構造、形態及び色彩については、周辺の景観と調和したものとし、必要に応じて柵の周辺については緑化に努める。

- 舗装

舗装は画一化せず、それぞれの周囲の状況や用途に応じた素材の活用等周辺の景観と調和したものとするよう配慮する

- 標識・公共広告物

配置数や場所の適正化を図り、整理統合に努めるとともに、形態、意匠及び色彩は周辺に調和するよう配慮する。

- 照明施設

形態、意匠及び色彩については、落ち着いたものとするとともに、周辺との調和に配慮する。

- 緑の保全と緑化

良好な空間をつくるため、植栽に当たっての樹種の選定や配置については、地域の個性を生かしたものとし、周辺の景観に配慮する。

良好な景観を形成している樹木等は、できるだけ伐採せず修景に生かすものとし、やむを得ない場合は、その周辺に移植するよう努める。

- 景観に配慮した占用行為

道路敷地その他公共用地での工作物（電柱、広告物等）の占用行為に当たっては、周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

- 維持管理

公共の建築物、工作物及び樹木等の維持管理については、周辺の景観に調和するよう努める。

5 施設別景観形成指針

(1) 主要道路・地域内道路

道路は、安全で快適な通行環境の確保を図ることを目的としていますが、沿道には集落、自然、田園など多種多様な景観が広がり、村内の景観形成の重要な骨格をなしています。

特に住宅が立ち並ぶ道路にあっては、沿道の建築物、広告物等における景観配慮が重要であるため、沿道の景観と調和のとれた道路構造や緑を生かした道路景観に配慮することとします。

なお、主要道路（村内の国道及び県道、旧国道325号、登山道路）や地域内道路にあっては、のり面及び防護柵の景観的配慮や余裕地における植栽等に配慮し、周辺の集落、田園、山等と調和のとれた緑豊かな道路の景観形成を図る必要があります。

（配慮事項）

ア 路線の選定

主要道路や地域内道路の路線選定において、良好な景観を損なわないようにするとともに、長大のり面等の構造物ができる限り目立たないような路線選定を行い、周辺の景観に配慮する。

イ トンネル

路線の一部をトンネルとする場合の坑口の構造及び形態は、周辺との調和に配慮したものとする。

ウ 高架橋

高架橋の橋脚、橋桁、防音壁の意匠及び色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。

エ 交差点

交差点における信号機柱、標識、電柱、照明施設等については、可能な限り整理統合し、周辺の景観に配慮する。

オ 歩道及び自転車道

植樹柵を設置する場合には、形態、意匠及び色彩については、個性と統一性を持たせる。

ストリートファニチュア等の設置に当たっては、形態、意匠及び色彩について、周辺の景観に配慮する。

カ 歩道橋

歩道橋が設置されることになった場合には、形態、意匠及び色彩は、周辺と調和のとれた個性あるものとし、橋の取付部等は、必要に応じて緑化するよう努める。

キ 緑の保全と緑化

主要道路にあっては、可能な限り連続した植樹帯を設け、その他の地域の道路にあっても必要に応じて植樹帯等で緑化を図る。また、中央分離帯や交通島が設けられることになった場合についても、できるだけ緑化するように努める。

主要道路や地域内道路にあっては、ポイントとなる地点や余裕地は、ポケットパークとして緑化修景し、憩いの空間を創造するように努める。

良好な眺望を有する地点では、ビューポイントやサイン類の整備、駐車スペースの確保に努める。

（2）農道や河川敷道路等

農道や河川管理道路等は、車両の通行量が少ないため、散策路としてのポテンシャルを有しています。身近に美しい景観を眺めながら散策できる道路があれば、地域の魅力は一層高まるものと考えられます。

散策路としてのポテンシャルを有している道路は、「① 主要道路・地域内道路」に規定する指針と同じく、景観配慮および景観形成を図るものとします。

（3）橋りょう

橋は、その地域のシンボルとして景観形成上重要な施設です。人や車の通行だけでなく、水に浮かぶ風景としての役割を演じ、水や緑、周囲の景観と調和のと

れた個性あるものとする必要があります。

(配慮事項)

ア 橋りょう本体

橋の構造、意匠、素材及び色彩については、地域の特性を生かすよう配慮するとともに、周辺との調和にも配慮する。

イ 高欄、照明施設等

意匠や色彩については、個性的であるとともに、橋りょう本体との調和に配慮する。

ウ 橋の保存及び改修

良好な景観形成要素となっている伝統ある橋については、できる限りその保存に努めるとともに、架け替えに当たっては、歴史的背景や利用形態を把握して周辺の景観との調和が図られるものとする。

エ 緑の保全と緑化

橋のたもとでは、できるだけ緑化を図る。

(4) 河川・水路

河川及び水路は古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水及び利水の両面から私たちの生活に大きな利便や影響を与えてきました。また、河川及び水路は動物及び植物の生息の場としても重要であり、渓谷美を守り、自然環境を保全しながら、潤い、やすらぎのある緑豊かな親水空間としての河川及び水路の景観形成を図る必要があります。

(配慮事項)

ア 護岸

構造及び形態は、地域の特性を生かしたものとし、治水上支障のない範囲において親水、緑化、生態系保全を図るように配慮し、特にポイントとなる素材については、周辺の景観に調和するよう配慮する。

水遊びが可能な河川区間では、護岸の一部に階段を設けるなど、水辺へのアクセスを改善する。

イ 高水敷の利用

高水敷を有する河川区間の場合は、コンクリート化することなく、ヨシなどが自生できる空間として、自然のままに残すよう配慮する。

ウ 樋門

形態、意匠及び色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

エ 緑の保全と緑化

堤防ののり面には、安全上支障がない範囲においてできる限り緑化を図るものとする。

オ 水路

道路に沿って流れる水路がある場合には、水路の水量、規模を考慮し、活かすことで、水が見える景観づくりを進めることとする。

(5) ほ場整備事業

ほ場整備事業においては、周辺の地形など対象となる農村景観の特性を十分踏まえて、農地の形態や境界域の法面等の景観構成要素に留意の上、景観配慮を検討することが必要です。ほ場整備事業地内の景観要素に応じて、この指針に規定を適用していくこととします。

(6) ダム・堰堤 (砂防・治山)

ダム・堰堤は、治水、利水、治山を始めとして、広く流域の住民生活に大きな影響を与え、自然の中の人工構造物として、自然との調和に配慮する必要があります。

なお、貯水ダムを設置することになった場合にあっては、景観形成の観点からダム周辺の緑化を図り、レクリエーション機能としての休憩施設、親水施設、遊歩道を整備し、人々に潤い、やすらぎを与える場所の一つとして周辺の景観に調和するよう配慮する必要があります。

(配慮事項)

ア 位置及び形式

位置や形式については、できる限り周辺の自然環境に溶け込むよう配慮する。

イ のり面及び擁壁

景観上大きな要素となるダム周辺や堰堤ののり面及び擁壁の周囲については、できる限り緑化や植栽に努める。

ウ 緑の保全と緑化

緑と水辺を創造するため、ダム周辺の余裕地等には質の高い植栽や公園化など親水空間に配慮する。

(7) 公園等

公園や水路や溜め池などの水辺に親水スポット等を設置する場合は、日常生活や地域コミュニティの場として地域住民と密着した公園等にするとともに、地域の自然や文化を生かし、自然をより深くより身近に感じられるようするものとして整備していく必要があります。

また、公園等は、地域環境の一部を形成するものであり、周囲との調和や連続性を考慮した公園づくりが必要です。

自然に人々がたくさん集まることを目指して公園等を整備する場合には、歩道等の舗装面をデザイン性豊かなものにする、ベンチを多く配置し、道に平行ではなく変化に富んだ並べ方にする、平坦ではなく築山を設けるなどの工夫が必要となります。

(配慮事項)

ア 地域性を生かした公園

自然、歴史や文化を生かした個性ある公園づくりに努める。

イ 施設

遊具、休憩施設、園路、広場等に使用する材料は、できる限り自然素材に配慮し、意匠及び色彩については、周辺の景観に配慮する。

ウ 建物

公園内に設ける建物等の形態、意匠及び色彩については、地域の特性を生かした個性あるものとし、周辺との調和に配慮する。

エ 垣、柵

材料は、できるだけ生け垣や自然素材を用いることとし、必要に応じて隣

地との連続性を損なわないような位置及び意匠とするよう努める。

オ 緑の保全と緑化

公園の周縁部の植栽については、街路樹等との調和を図るとともに、周辺の景観との連続性を確保した植栽に配慮する。

(人々がたくさん集まることを目指して整備する場合の配慮事項)

ア 舗装面（路地）

人が歩くための舗装面（路地）は、一面アスファルトではなく、丁寧な舗装デザインとする。

イ 地形

一面平坦な地形ではなく、築山を設けて複雑な地形とする。

ウ ベンチ

ベンチをできる限りたくさん配置し、高密度にクオリティー高く置くようにする。また、道などと平行に並べるのではなく、垂直や斜めに配置し、「ハ」の字、「コ」の字の配置も検討する。

エ 植栽

公園入り口付近は植生で塞がない。また、植栽の幅は2メートルを超えないようにし、かつ、複数の樹種で構成するようにする。

オ 歩道

商店街として整備する歩道は、面積をできる限り広く取る。休憩スペースやベンチを配置する。

(8) 公共建築物

公共建築物は行政サービス施設を始めとして、集会施設、学校施設、公共住宅、処理施設など様々な施設があり、多くの人々が訪れ、また、集まる場所です。これらの公共建築物は、開放的で明るく、気軽に入れると同時に、建物は敷地境界線から極力後退させ、公共空間を広く利用し、敷地全体が公園的な景観となるような緑あふれる、潤いとやすらぎに満ちた施設とし周囲の景観に配慮する必要があります。

(配慮事項)

ア 建築物

・配置

建物の配置は、道路等の公共用地に接する敷地境界線からは極力後退した位置とし、敷地内にある樹姿、樹勢が優れた樹木は、修景に生かすよう配慮する。

・意匠

周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

また、外壁、屋上等に設ける設備は露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。

・色彩

色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

・材料

外装に使用する材料は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

・敷地の緑化

敷地内は、極力緑化に努める。なお、建築物と周辺景観との調和を図るため、樹種の選定や樹木の配置を考慮した植栽を行うよう努める

イ 門及び塀

・位置

道路等の公共用地に接する敷地境界線から極力後退した位置とする。

・意匠

周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

・色彩

色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

・材料

周辺の景観と調和するような材料を使用すること。なお、道路に面して設ける塀は、可能な限り樹木（生け垣）を使用するよう配慮する。

・緑化

塀の周囲については極力緑化に配慮する。

ウ 附帯施設（ごみ一時保管所、浄化槽等）

・位置、意匠、色彩、材料、緑化

附帯施設の位置、意匠、色彩及び材料については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、周囲については、極力緑化に努める。

エ 駐車場

1,000平方メートルを超える駐車場を設置する場合には、緑化修景に努める。

第6章 景観形成推進方策

（1）景観形成ガイドラインの策定と活用による景観形成意識の向上

景観形成の指導基準は、建築物や工作物の設置等を実施しようとする人にできる限り早い段階で認知されている必要があります。また、届出対象行為以外の行為であっても、景観に十分配慮される必要があります。

ガイドラインは、印刷や配布が容易に行えるよう、可能な限りコンパクト化を図り、村ホームページ掲載、窓口設置の他、村内37行政区長へ配布、ガイドラインの内容の定期的な広報誌掲載等により、景観形成基準の早期認知及び景観形成意識の普及拡大を目指します。

建築物や工作物の設置等を実施しようとする人に、景観構成要素の選択基準に関する情報がなければ、理想的な景観を形成することができません。それぞれの要素について、どのような素材、意匠、色彩が阿蘇らしいかについて示しておく必要があります。ガイドラインには、建築物等設置の際に素材の選択に役立つよう事例を多く掲載することとします。

(2) 届出にかかる審査体制の整備

景観法に基づく届出は、届出により適切な指導を行うために、また、必要な場合には勧告を出すために行わせるものです。本村では、村全域を景観計画区域に指定しており、景観計画区域内において建築物の建築等の行為を行う場合は、一定規模を超えるものについて届出が必要となります。このため、届出に対して適切な指導を実施する必要があります。しかし、指導内容については、指導者の資質によって違いが生まれることが想定されます。

常に適切で同様な指導が行うことができるように、届出者が届出書の記入の際に、一目で指導基準が理解できるように改良した届出書様式を使用します。

(3) 重点的景観形成取組地域の認定制度の導入

村内で優れた景観を保有する地域は、景観形成の在り方等について地域住民の合意形成を図ったうえで、重点的景観形成取組地域に認定し、住民と行政が協同で当該地域の景観形成を行っていくこととします。

また、行政区や集落は、当該地域の認定について、申し出ることができることとします。行政区や集落から申出があった場合には、当該地域の景観形成の在り方等について地域住民と合意形成を図ったうえで、重点的景観形成取組地域に認定し、住民と行政が協同で当該地域の景観形成を行っていくこととします。

(4) 公共工事における景観配慮協議の導入

景観形成の主管課と公共工事の主管課が異なる場合には、公共工事に際し、景観配慮が図られないことが想定されます。災害時の応急復旧工事を除き、主要道路や眺望地点等から視認性がある場合には、特に景観に配慮するため、公共工事主管課は景観主管課と協議を行うものとします。

ただし、土地改良事業における環境情報会議のような、景観配慮について協議をする機会が設けられている事業については、この限りではありません。

第7章 景観形成指導基準

1 景観形成指導基準（共通事項）

行為	配慮のポイント
建築物等の新築、増築、改築、移転、若しくは撤去又は外観の変更	建築物等の位置については、道路や隣接地からできるだけ後退するとともに、阿蘇五岳・外輪山等の眺望を意識した施設配置、高さ、規模となるように配慮する。意匠、形態、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。敷地内については、できるかぎり質の高い緑化を図るとともに、良好な既存樹木については、修景に活かすよう配慮する。
木竹の伐採	木竹は、当地域の景観を構成する重要な要素であることから、保全及び育成を図る。
屋外における物品の集積又は貯蔵	屋外における物品の集積又は貯蔵は、目立たないような位置・形態とするとともに、緑化等により遮へい・修景等の措置を講じる。
鉱物の掘採又は土石等の採取	掘採等の方法は、できるだけ主要な視点場からの眺望に配慮したものとするとともに、遮へい・修景に努め、完了後は緑化・復元に努める。
土地の区画形質の変更	土地の形状の変更にあたっては、周辺の景観になじむようなものとし、既存の優良な樹木や樹林については修景にいかすとともに、郷土樹種による緑化に努める。とりわけ道路や隣接地との境界については、緑の保全、創造に努める。ゆとりと安らぎのある施設立地を図るため、区画割りはできるだけ大きくなるよう配慮する。のり面、擁壁についても周囲になじむよう配慮するとともに、緑化・修景に努める。
屋外における自動販売機の設置	覆いやテント等により、周辺の景観となじむものとともに、周囲の緑化に努める。
広告物の設置又は外観の変更	道路からできるだけ後退した位置とするとともに、規模や意匠、色彩等については、地域の基調となる景観を十分意識したものとする。

2 大規模行為届出地区の届出対象行為

行為	規模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	・高さ13メートルを超えるもの
	・建築面積1,000平方メートルを超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更※1	・高さ13メートル（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については、20メートル）を超えるもの
	・工作物の敷地面積が1,000平方メートルを超えるもの
柵及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとな	・高さ2メートルを超え、かつ、長さ50メートルを超えるもの

る修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	
鉱物の掘採及び土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの ・高さが5メートルを超え、かつ長さが10メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるか、または高さが5メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むため行う行為は除く）

※1 県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く

3 特定施設届出地区

(1) 届出対象地区

景観形成区域の中で、建築物、工作物等が集積し、又は集積するおそれがあり、景観形成を図る必要があると認められる以下の幹線道路の沿道の区域を特定施設届出地区として定めます。

対象地区名称	国道57号
始点・終点	大津町と南阿蘇村の境界～南阿蘇村と阿蘇市の境界
範囲	路端から両側20メートル以内

(2) 届出対象行為

行為	規模
特定施設及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	床面積10平方メートルを超える建築物
	高さ1.5メートルを超える柵、塀、擁壁
	高さ5メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等
	表示面積が1平方メートルを超える広告物（ただし熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く）

■特定施設及び附帯施設とは、次に掲げるものとする。

用途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	<ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ店 ・麻雀店 ・ゲームセンター 等
危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンド 等

3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	
飲食店業を営むための施設	・ レストラン ・ 喫茶店 等
物品販売業を営むための施設（当該施設で販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）	・ スーパーマーケット ・ 専門店 等
物品貸付業を営むための施設（当該施設で貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）	・ レンタルビデオショップ ・ 貸自動車業 等
旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	・ ホテル ・ 旅館 等
広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	

4. 南阿蘇村景観形成地域

(1) 届出対象行為

行 為	規 模
建築物等の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・ 床面積10平方メートルを超える建築物 ・ 高さ1.5メートルを超える柵、塀、擁壁 ・ 高さ5メートルを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等
木竹の伐採	・ 伐採面積が500平方メートルを超えるか、または、高さ10メートルを超える木竹の伐採（ただし、林業等を営むため、または、木竹の保育のために通常行う行為等を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他 の物件の堆積	・ 90日を超えて、高さ1.5メートルを超えるか、または、水平投影面積が100平方メートルを超えて堆積するもの（ただし、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5メートルを超えて堆積するもの）
鉱物の掘採又は土石の採取	・ 面積が500平方メートルを超えるか、または、高さ1.5メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面 の埋立て又は干拓を含む）	・ 面積が500平方メートルを超えるか、または、高さ1.5メートルを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むために行う行為は除く）
屋外における自動販売装置の設置	
広告物の設置又は外観の変更	・ 表示面積が1平方メートルを超えるもの（ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で提出期間が90日以内のもの等を除く）

(注) 届出の適用除外行為については、景観法、景観法施行令及び、南阿蘇村景観条例、南阿蘇村景観条例施行規則に規定されています。

(2) 景観形成基準

建築物等

		沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
		A-1	A-2		
位置	道路からの位置	(1)敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道に空間を確保するものとする。		・県道及び幅員5m以上の主要村道境界から20m以上後退するように努める。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。	
	隣接地からの位置	(2)隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣地相互において空間を確保するものとする。			
	配置	(3)敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、釣合いのとれた配置とする。 (4)背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳と調和のとれる配置とする。			
意匠・形態		(1)周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、背景となる阿蘇外輪あるいは阿蘇五岳との調和に配慮するよう努めるものとする。			
		(2)屋根は、切妻屋根、入母屋屋根、寄棟屋根等の勾配のある屋根(片流れを除く。)とするよう努めるものとする。			
		(3)空調及び排水等の設備は、建築物の中に取り込むか又は覆いをするなど、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するよう努めるものとする。			
		(4)屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周辺の景観との調和に配慮するものとする。やむえない場合は、ルーバー等で覆い目立たない位置に設けるよう努めるものとする。			
外壁	規模	(5)基調となる景観との調和が図られるよう建ぺい率、容積率、高さは以下のとおりとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りではない。			
		・建ぺい率は、40%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、80%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、60%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、200%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、30%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、60%を超えないよう努めるものとする。 高さは、13mを超えないよう努めるものとする。	・建ぺい率は、50%を超えないよう努めるものとする。 ・容積率は、100%を超えないよう努めるものとする。 ・高さは、13mを超えないよう努めるものとする。
	材料	(6)材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。			
	色彩	(7)外壁及び屋根の色彩は、隣接する建築物等や周囲と調和した落ち着いたものを用いるものとする。		・基調となる色彩は、別表の基準(色彩の範囲)のものを使用するよう努めるものとする。	
		・基調となる色彩は、別表の基準(色彩の範囲)のものを使用するよう努めるものとする。			
	敷地の緑化	(8)敷地内における建築物等は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。			
		(1)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。			
		(2)建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるとような緑化を施すものとする。			
		(3)敷地の道路と接する部分には、樹木、草花等による修景・緑化に努めるものとする。			
		(4)敷地内の擁壁やのり面等の構造物は、低木、ツタ等による修景緑化に努めるものとする。			
		(5)樹種の選定に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種を用いるものとする。 (6)大規模な駐車場は、樹木等により緑化を図るよう努めるものとする。			

独立工作物

	沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン		
	A-1	A-2				
柵、塀、擁壁	<p>(1)高さはできるだけ低くし、規模、形状、意匠、色彩等は、周辺の景観と調和したものとする。</p> <p>(2)道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。</p> <p>(3)材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。</p>					
記念塔、電波塔、物見塔 煙突 高架水槽 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱	<p>(1)位置は道路からできるだけ後退させるものとする。</p> <p>(2)規模、形状、意匠は周辺の景観と調和したものとする。</p> <p>(3)色彩は、周辺の景観と調和したものとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>・基調となる色彩は、別表の基準(色彩の範囲)のものを使用するよう努めるものとする。</p> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>・基調となる色彩は、別表の基準(色彩の範囲)のものを使用するよう努めるものとする。</p> </td> </tr> </table> <p>(4)敷地の周辺の緑化に努めるものとする。</p>				<p>・基調となる色彩は、別表の基準(色彩の範囲)のものを使用するよう努めるものとする。</p>	<p>・基調となる色彩は、別表の基準(色彩の範囲)のものを使用するよう努めるものとする。</p>
<p>・基調となる色彩は、別表の基準(色彩の範囲)のものを使用するよう努めるものとする。</p>	<p>・基調となる色彩は、別表の基準(色彩の範囲)のものを使用するよう努めるものとする。</p>					
電気供給又は有線電気 通信のための電線路又は空中線の支持物	<p>(1)電線路の位置については、周辺の景観に配慮したものとする。</p> <p>(2)電線数は、できる限りまとめて少なくするように努めるものとする。</p> <p>(3)電柱広告は、できるだけ行わないように努めるものとする。</p> <p>(4)電線の道路横断は、できるだけ少なくなるよう努めるとともに、直角横断になるよう努めるものとする。</p> <p>(5)景観上重要な場所に設けるものは、規模、形状、意匠、色彩等について配慮するものとする。</p>					
太陽光発電設備	<p>(1)できる限り公共用道路や眺望地点から目立たないように設置すること。</p> <p>(2)屋根設置型の太陽光発電設備は、屋根と一体化するように設置すること。</p> <p>(3)太陽電池モジュール及びフレームは原則として黒系統色、架台、脚部及び付属設備、フェンスは周囲の景観と調和した色彩とすること。</p> <p>(4)太陽電池モジュールの素材は、無反射素材とし、文字や絵・図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用すること。</p> <p>(5)傾斜をできる限り低くし、向きや間隔をそろえることで法則性を持たせること。</p> <p>(6)視認性が高い場合には、勾配のある場所での設置を避けること。</p> <p>(7)公共用道路や眺望地点から容易に望見される恐れがある場合には、既存樹木もしくは植栽により隠蔽すること。</p> <p>(8)造成により生じた法面は、緑化に努めること。</p> <p>(9)視認性が高い場合には、太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線が、主要道路の路肩から20m以上、それ以外の公共用地の敷地境界線から5m以上離れていること。(※当該道路の利用者が特定の住民に限られている場合にはこの限りではない。)</p> <p>(10)太陽光発電設備の設置に伴い、豪雨や地震等による災害発生時に被害の拡大が予想される場所での設置を避けること。また、そのほかの場所でも十分な被害拡大防止対策を講じること。</p>					

その他の行為

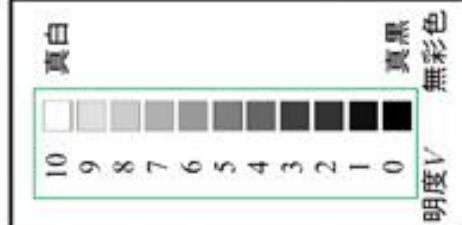
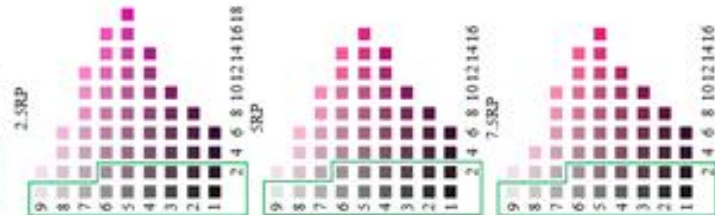
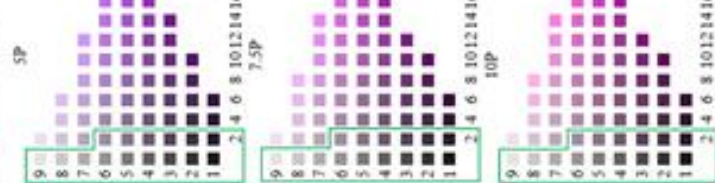
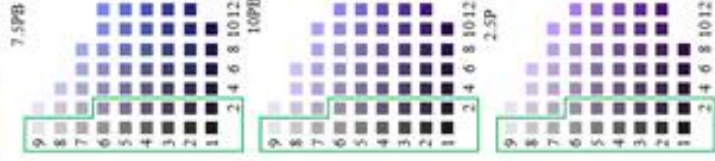
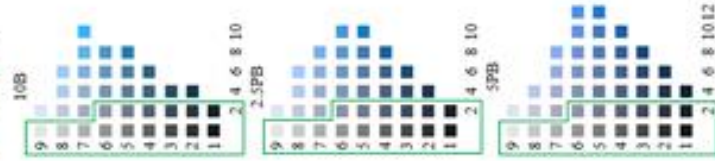
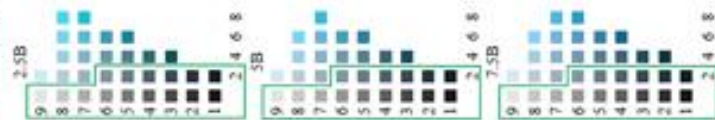
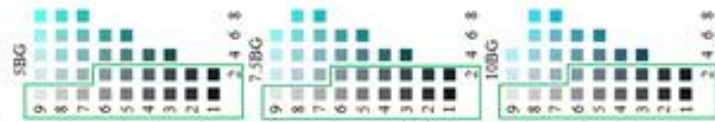
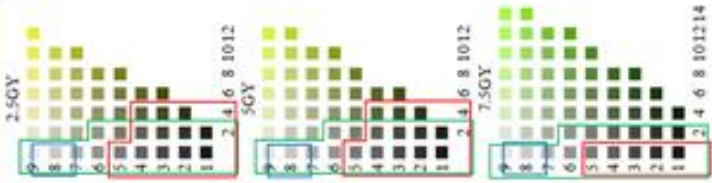
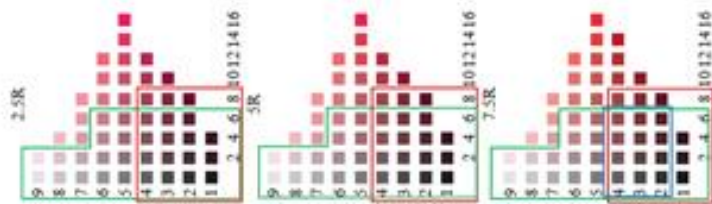
	沿道景観形成ゾーン		山麓景観形成ゾーン	田園景観形成ゾーン
	A-1	A-2		
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(1)木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるよう努めるものとする。			
	(2)木竹の伐採は、できるだけ伐採区域の周囲の樹木を残すよう努めるものとする。			
	(3)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すよう努めるものとする。			
	(4)伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ周辺の植生を勘案して、緑化に努めるものとする。			
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	(1)物品の集積又は貯蔵の位置・形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。			
	(2)敷地の周辺には、常緑の高木・中木による緑化等、遮へいのための措置を施すよう努めるものとする。			
鉱物の掘採および土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(1)掘採の方法は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。			
	(2)掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。			
	(3)掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。			
土地の区画形質の変更後の土地の形状および緑化に関する事項	(1)土地の区画形質の変更は、周辺の景観となじむよう配慮するものとする。			
	(2)樹姿がすぐれ修景に生かせる樹木等は、できるだけ残すよう努めるものとする。			
	(3)対象区域は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。			
	(4)対象区域の周囲やのり面・擁壁の前面には緑化に努めるものとする。			
			(5)区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するよう努めるものとする。ただし周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。	
			(6)宅地開発等を目的とした区画形質の変更は、平均区画面積700㎡以上となるよう努めるものとする。ただし、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについてはこの限りでない。	
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(1)自動販売装置は、耐久性が有り、質感豊かな材料で覆うよう努めるものとする。			
	(2)敷地周辺には修景のための緑化に努めるものとする。			
広告物に関する事項	(1)位置は、道路からできる限り後退させるよう努めるものとする。			
	(2)色調は、地は焦げ茶色、文字は白系統又は黒系統色とするものとする。			
	(3)規模、形状、意匠は、周辺の景観に調和するよう努め、特に建築物や広告物が何もない場所では、デザインに最大限に配慮し、水源地、河川沿岸、草原、森林ではできる限り自然素材を用いるものとする。			
	(4)建築物等の壁面に設ける広告物は、規模、形状、意匠、色調等が建築物等本体と調和するよう努めるものとする。			
	(5)シンボルカラー(コーポレートカラー)、写真、その他必要な色彩は、アクセントのみとするなど必要最小限とするものとする。			
	(6)材料は、耐久性・耐候性に優れ、退色・はく離等のおこりにくいもので質感豊かなものを用いるものとする。			
	(7)のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。			
	(8)屋上広告板、屋上広告塔、アドバルーンは設置しないものとする。			

色彩の範囲【沿道景観形成ゾーン(A1、A2)】山麓景観形成ゾーン【田園景観形成ゾーン】

A1. 山麓の屋根・壁

A1. 山麓の外壁

A2. 田園の屋根・壁



5. 届出の流れ

